

国民と森林

2012年・春季
第 120 号



国民森林会議

目 次

季刊

国民と森林

No.120
2012年 春季号

不明化・死蔵化していく国土

－グローバル化への林地の備えはどうあるべきか？

… 平野 秀樹

山村の現状と将来 … 内山 節

国民森林会議第30回総会議案

森林フォーラムの活動

八ヶ岳自然と森の学校
二〇一二年度の開講ご案内

切り抜き森林・林政ジャーナル

アトランダム雑誌切抜き

36

34

31

29

22

12

3

表紙のことば

残雪の朝日岳と桜並木

撮影地 富山県朝日町舟川新
清水洋嗣（岐阜県高山市在住）

富山県朝日町の舟川は昭和32年頃河川改修工事が実行された。これを機に地元人によって両岸1.2Km約250本のソメイヨシノが植えられた。

残雪の朝日岳と淡い色の桜並木のコントラストが素晴らしい春季を告げてくれる。

不明化・死蔵化していく国土

—グローバル化への林地の備えはどうあるべきか？

平野秀樹

(東京財団研究員)

九月一〇日開催の公開講座では、平野秀樹東京財団研究員から、「不明化・死蔵化していく国土」—グローバル化への林地の備えはどうあるべきか？について、講演していただいた。この文章は、講演に平野氏が一部手を加えてまとめられたもので、より具体的かつ濃密な文章になっています。趣旨は、外資による森林の買収に限らず、耕作を放棄した農地にも外資の手が伸びていることを明らかにしています。そして「農地の耕作放棄や森林の施業放棄など、本来あるべき土地利用が徹底できない事情は、都市計画における違法建築の扱いと同様、追認主義との批判を免れない。行政精度の劣化が進んでいる一つの証左になっている」と指摘しています。

平野秀樹氏

所有者が不明で境界がわからず徴税もできない——そうした国土の不明化・死蔵化（デッドストック化）が全国で静かに進行している。その地は、やがて無価値化し、使えない国土、捨てられた空間になっていくだろう。

高齢化と相続人不在は、そのことを加速的に拡げる要因になると見込まれる。全家庭裁判所データによると、相続人

不分明を理由とする「相続財産管理人の選任事件数」は、全国で年間一万四、〇〇〇件になった。ここ一〇年で二倍に膨らんでいる。もちろん見かけ上の所有者は存在し、名義人の名前はある。しかし、名義人も事実上の所有者も追い切れない。個人情報の保護法は社会の匿名化を高め、秘匿財産の拡大に拍車をかけている。

一方で、経済のグローバル化は、その対象をあらゆる財に拡げ、金融商品として国境を越えた取引を可能にしている。技術・ブランドに加え、国土——土地もまた国際商品となり、制度的な課題を孕んだまま、グローバルな舞台からの参入が続く。

ここ数年、水源林や手薄になつたゾンに思われぬ参入者が現れ、まとまった商いが成立するケースが出ているが、売り物件は相続が発生する都度、各地で登場



するから、売り圧力が弱まることはない。価格は下降気味で、マーケットは完全な買い手市場である。本プロジェクトをはじめて四年を経たが、現地での動きは変わっていない。そして今、限界集落や国境離島での投資交渉が進んでおり、買収の対象は「林地」から「農地」「旧集落」へ拡がっている。

こうした現実を軽視してはならないだろ。土地についての評価や規制を再考すべきでないか——これまでのよう国内指標と国内需要だけをとり上げた分析や地価情報だけでよいものか。地主・大家がだれであるかは最低限、把握しても必要があるし、国益につながる安全保障問題が絡むときは、地域が限定的であつても明確化は避けるべきだろう。

国土の死蔵化、そして無価値化を防ぐ第一歩は土地所有の不明化を食い止めること——それが本稿の主旨である。開かれた国づくりはグローバル化が進みゆく中、我が国が存続していくための必定要件である。であるからこそ国を開くその前に、法整備を整えておくことが求められる。

森林法が改正され、水循環基本法も検討されているが……

一〇一年夏、道内に七、〇〇〇ヘクタール以上、本州と九州にも約二、〇〇

五ヘクタールの山林を所有する企業が、ほぼすべての山林を売りに出した。ここの五年以上をかけ、全国の山林を次々と買収してきた企業である。売却交渉の関係者は多様でグローバル企業の名前も挙がるほか、自治体が急速買いとて公有林化した事例も一件ある。だが、残り大部分の売却先はまだ決まっていない。今後、最もよい条件を提示する主体の手に渡っていくのであろう。そこから先の転売スピードは加速するかもしれない。

遠い離島では一次産業が壊滅的な状況にある。五島列島もその一つだ。二〇一一年一月、その上五島の自治体へ総合開拓計画を提示した企業がある。

「五島列島産業振興開拓計画」——五島の安全・安心な畑からの食材を健康・有機食品として中国富裕層へ提供するほか、水産分野ではキンコ（ナマコ）などを養殖加工し、海鮮資源のない中国へ輸出すると町当局に説明した。

実際、まず手がけたのは林業で、五ヘクタールを伐採し、サンプル材を中国と台湾へ運んだ。港のコンテナヤードも県から借地し、資材置き場とした。いずれのビジネスにも中国投資ファンドを導入し、島の雇用機会を作り出すと自治体幹部に提示した。日本で木材を扱っていることは中国ではステイタスにつながることだという。

基地が金融商品に

沖縄では、米軍基地の所有権が一般に出回っている。

二〇〇五年頃から軍用地の県外への売買が見られるようになり、最近はインターネット上の情報だけでも取引が行われて

〇ヘクタールの山林を所有する企業が、ほぼすべての山林を売り出した。ここ五年以上をかけ、全国の山林を次々と買収してきた企業である。売却交渉の関係者は多様でグローバル企業の名前も挙がるほか、自治体が急速買いとて公有林化した事例も一件ある。だが、残り大部分の売却先はまだ決まっていない。今後、最もよい条件を提示する主体の手に渡っていくのであろう。そこから先の転売スピードは加速するかもしれない。

現在、当計画はトーンダウンしたもの、港の借地はそのまま丸太も野積みされたままだ。外資の力をどう活かしていくか——地方自治体のガバナンス力が問われている。

二〇一一年七月、奄美大島の地元紙には珍しい紙面広告が躍った。

『山求む！——豊かな山林・原野求む。どんな山奥でも、条件が満たされていたら買取もいたします』

広告主は地元の不動産業者。小さな有限会社である。だが、買い手が登場しなければ広告は打たない。奄美の奥山を求める主体が現れたと解してよい。ちなみに、奄美の不動産で山林関係の新聞広告が出たのは、これがはじめてだという。

「島が身売りされることのないよう注意すべきだ」

地元紙はそう警告し続けているが、転売がはじまつたとしても、止める手だけは用意されていない。森林法が今年四月に施行され、水循環基本法も議員立法により審議されようとしているが……。

二〇〇五年頃から軍用地の県外への売買が見られるようになり、最近はインターネット上の情報だけでも取引が行われて

いる。

「返還軍用地を買って資産造り！」

「沖縄の基地が生んだ優良投資物件」
ネット広告の一例だが、一種の金融商品となっている。

「低リスクで利回りは3%程度……」

軍用地の地料は上昇しているため、小

口化して売る地元の仲介業は好調で、イ

ンターネット取引の人気は根強い。現在、

三万人以上の地権者がおり、そのうち

「国外在住者」は、二三一人（防衛省

「在沖米軍にかかる〇八年度の支払い」
一〇〇九年三月末現在）である。

一時期、嘉手納基地に近い場所に、シンガポール本社の企業が中国人向けの不動産会社をオープンしたことでも話題になつた。最近では、当企業のウェブサイトは閉鎖されているが、沖縄が外資による積極的な買収ターゲットになつていてることをアメリカ国務省OBは記している。

北海道では、自衛隊駐屯地から3キロメートル以内の林地のうち、外資（企業・個人）が所有する林地は、三件、計一〇九ヘクタールあることが判明している。

また、道内の自衛隊施設や警察署の周辺林地所有者に対し、道庁はアンケート調査を実施（一〇一〇年）しているが、宛先不明で返送されてきたものが五四件、計五七九ヘクタールも出てきた。特に自衛隊周辺の六企業にアンケートを二度送

り、問い合わせしたが、その所在は不明であったという。

対馬の海上自衛隊の隣接地（竹敷地区）が韓国資本に買収され、リゾートホテルになったことは有名だが、鹿児島県沖永良部島でも、航空自衛隊基地の隣接地1ヘクタール余りについて、外資の動きが伝えられている。

進む匿名化

一方、二〇一〇年五月、国有地のインターネットオークションが全国初で実施された。内閣府沖縄総合事務局がヤフー株式会社へ出品したもので、地方自治体からは調整池跡地（滋賀県栗東市）や公用衆用道路（福島県猪苗代町）なども出品された。不動産全般に人気が集まつたとされ、同オークションの評価は高い。

インターネット公売への参加自治体数は、二〇〇九年には全国自治体の過半数を超えた。高値落札への期待等から出品数（官公庁オークション全体）も増えつけ、二〇一〇年度の対前年度比は一七%。総落札額も一三五%を示している。

システムには万全を期しているだろうが、落札後の転売規制など、導入初期の慎重な対応が一般化、広汎化された後も続くことが求められよう。ネット販売による高値落札の対価が匿名化、不明化の

助長であつてはならない。

また、日本の土地制度の特異性（私権の強さ、地籍調査が未了等）を前提にすれば、売買の簡便化には、より慎重な対応が必要であるし、不要になつた公有地は私有化していくという方向性（マインド）そのものに課題がないか、再考する必要があろう。

地籍のあいまいさ

外資による投機的な土地買収は統計上、約三、七〇〇ヘクタール（財務省資料二〇一一年二月）ある。今後、中国本土や新興国の富が我が国へ流入すれば、この面積はさらに増えると見込まれる。各国を渡り歩く豪腕プレーヤーの参入は、日本経済を活性化させる可能性がある。

ただ、いざトラブルに発展すれば、手ごわい相手となる。投機目的の外資が山林などの土地を買収する場合、現地を訪れず、公図（登記簿図面）を確認するだけで済ますことが多い。ところが、日本の公図は明治期につくられたおおざっぱなもので、境界紛争の火種になりやすい。送り込まれた国際法務部のプロが、周辺地主を相手に曖昧な図面の境界ぎりぎりまで所有権を主張することは容易に想像できる。

こうした動きは外資に限られることではない。だが、例示としてわかりやすく

なり、気づかせてくれるという意味で、外資はキーリスクインディケーター（主要リスク指標）になっている。

二〇一二年四月、改正森林法の施行により、相続時も含め、すべての林地売買に事後届出が必要となるが、自治体はさらに上乗せ条例を実施しつつある。売買届出は事後ではなく、事前に売り主が届けなければならない条例もはじまろうとしている。

こうした新制度が自治体によって着想されているのは、日本の土地制度に以下の特性があるためと考えられる。

1 地籍調査（土地の境界、所有者等の確定調査）が未だ四九%しか完了しておらず

2 土地売買届出、不動産登記簿など国

3 港湾・空港・防衛施設周辺、水源地、国境離島など、安全保障上重要なエリアの土地売買・利用についても法整備が不十分である。

4 個人の土地所有権が実質的に行政に対抗し得るほど強く、民法では土地の「時効取得」も保証されている。

これらのがたはいわば日本の宿痾であろう。先進諸外国では類を見ないもので、「土地は公のもの」という理解が社

会の基底に根付いていない。所有権さえ持っていれば何でもできるというのが、この国の常識といえよう。

我が国では農地以外であれば、土地の売買規制はなく、利用規制も実態上緩く、現状追認が少なくない。また売買の手軽さと権利の強さにおいて、日本の土地は「金融商品」に極めて近い。

本来、公共財ともいえる土地（国土）が、境界もあいまいなまま、売り手と買いい手の合意だけで転売され、開発されていく。経済活動が地域の顔の見える範囲で完結していた時代であればまだしも、グローバル経済の拡大と地域社会の縮小（過疎化、高齢化）が同時進行する中、土地の公益性が十分に担保された現行制度であるとは言い難く、様々な問題を抱えている。

なぜ進まない地籍調査

地籍を確定しておけば、公共事業の実施期間が短縮できるほか、相続時という人生で最も精神的に大変な時に、さらに厄介な問題に直面しなくて済む……。そういうメリットは理解されていても、その実施は先送りされてきた。

先送りされる理由はいくつかあり、住民からも自治体職員からも厭われている。

① 繩伸びが補正され、実測面積が増え

情報の散逸とともに、「生き証人」も次々と亡くなっている。

② 平時には表面化しない隣人との無用な争いを起こし兼ねない、寝た子を起きてしまう。

③ 自治体にとつても徴税漏れが明らかになってしまい、利害調整に関わるリスクを背負い、トラブルに巻き込まれてしまう。

④ 触れたくない地歴（旧字名）を掘り起こしてしまう……。

などという理由である。現在なお、そういう理由である。例外は、

① 道路など新しい公共がはじまり、用地買収のために地籍を確定しなければ事業が実施できない急場に至った。

② 多くの失業者や仕事のない法人を抱え、自治体として仕事を用意しなければならなくなつた。

③ 財政的に自治体が貧しく、固定資産税増に期待したい……。

などで、これらに該当するとき、地籍調査は実施してきた。

地図混亂地域は全国で七五〇地区、八万二、〇〇〇ヘクタール存在する。それ以外の地区でも、相続（分筆）の際には誰にでも境界紛争は起これり得る。縮小し、無縁化が懸念される日本社会の中で、今後、直面することが避けられない課題と考えられる。

ければならないだろう。ただし、従前と同じ仕組み、同じやり方では百年経つても終わらない。

「簡便法で地籍を整理していく政策」を打ち出すことが、第一の問題である。

事後届出の限界

転売が繰り返され、またM&Aで企業が買収されていくとき、所有権は次々と変わっていく。ほぼフリーで土地売買が進んでいくことに危うさがあり、それらの情報が十分に捕捉されていない。行政としてその捕捉率もわからない。

匿名化、グローバル化は進み、所有者情報を掴むことはさらに難しくなっているが、行政精度が向上しているとは言いたい。精度向上に積極的な自治体の一つ、北海道でさえ、所有者不明森林を推定約四万ヘクタールも抱える(二〇一〇年)。所有者確認のため、道庁は森林所有法人へ、一四一社へ調査票を郵送(二〇一〇年)したもの、そのうちの実に四割(九一三社)が宛先不明で戻ってきた。さらに追跡調査をしても、結局、一八四社(九%)が所在不明で追い切れなかつた。

いつの間にか先祖伝来の土地が消えた、勝手に抵当が付けられていた……こういった不動産がらみのトラブルを防ぐためにも、また徴税を確実にし、災害防止や不

法投棄への対策面でも、さらには将来の社会的コストを抑えていくためにも、不明資産を解消し所有者を特定していくことは重要な問題である。

この問題解決には、最低限、売り手が事前に所定の情報を公的機関へ提出することを義務付けるべきではないか。

林地のみならず農地も

一方、農地には売買規制があり、農業委員会が管理をチェックする機能を担う。

同委員会が管理する農地基本台帳があり、万全と見られていたが、実態としての精度劣化は否めなくなりつつある。農地基本台帳には相続情報がもともと記されておらず、所有者の更新ができるおらず、台帳管理を担う農業委員も高齢化し、予算、人員ともに先細りになっている。

また、二〇〇五年の個人情報保護関係五法の施行以降は、農地基本台帳が法定台帳でもないため、固定資産課税台帳、住民基本台帳とも照合できず、その精度が向上する見込みは薄い。

現在、不在村農地は判明しているものが約二〇万ヘクタール。実際は約五〇万ヘクタールと推計されている。耕作放棄地も約三八万ヘクタールで、減る気配はない。農地の違法転用は表面化したものだけでも一万件近くあり、発覚しても大半は反省文を書くだけで追認されてしま

うのが実態である。

農地取得に不動産業者等異業種が参入する場合、子会社として農業生産法人をつくったり、既存の農業生産法人を買収するケースが少なくない。こうした中には、途中で親会社が倒産し転売が繰り返され、耕作放棄のままになり、ゴルフ場見込み地や原野商法跡地として放置されるケースも各地で見られる。

農地の耕作放棄や森林の施業放棄など、本来あるべき土地利用が徹底できない事情は、都市計画における違法建築物の扱いと同様、追認主義との批判をまぬがれない。行政精度の劣化が進んでいる一つの証左となっている。

また、我が国のソフトインフラ全般にいえる課題だが、年金情報などと同様、その不備が将来への圧迫要因になり、懸念材料になっている。この傾向は縮小が続く限界集落や限界団地(高空き家率の団地)で加速しており、資産への無関心化が不明化、無価値化へとつながっている。

こうした中、農林地の売買集約化が成功すれば、まとまった資産となるため、新しいタイプの地上げとして耳目を集めている。国民の大多数が無関心であることをよそに、布石は静かに打たれているのかもしれない。山林と同様、農地もまた「不安資源」になりつつある。

国土の不明化、死蔵化、そして無価値化

そもそも不明資産には二種類ある。

担当する行政が必要な情報を把握できぬでいる「行政的不明」と、所有者も含め、だれもその土地の帰属（所有者情報と境界情報）を知らない場合——「絶対不明」である。

前者の事例は、政府として増えている。

二〇〇〇年の地方分権一括法の施行以降、また例年行われる地方分権推進のチェック行為によって、地方の調査事業や地方から国への報告事項は相当数減ったからだ。国土法による売買届出も自治体止まりである。

地方での事務が減ったことは間違いないが、反面、地方のガバナンス——地方議会等の行政ガバナンスへ委ねられた事項は増えており、現有要員で必要な事項をカバーしていくことは地方自治体にとって容易でなくなっている。置かれた環境や規模に起因するガバナンス面の格差が拡がってくることは否めない。行政精度の差が深刻になつていなか、検証していくことも必要であろう。

これらの不明対策において先延ばしが重なると、地域社会、大きくは国全体の機能に深刻な影響を及ぼすと懸念される。とりわけ、無関心化が進んでいく「過疎

ゾーン」については、将来の使用価値を見込んだ清算も求められよう。その時、問題となるのは、不明化が抑えられず、死蔵化し、やがて無価値化してしまいかねない国土をどうするか：である。また、国家安全保障にかかるエリアの扱いも重要であり、慎重なテコ入れが不可欠である。

捕捉率も不明

実際は差し迫った問題が見当たらない限り、手立ては講じにくい。複雑化が予想される厄介な問題は先送りされ、方途が見えない限り、問題となる実例は積極的に公表されない。個別、具体的な問題については全国一律ではなく、まずは地方が条例で先行的に対応すべきだという手順になる。

地方のスタンスも一部を除き、変わることはない。大部分の県では情報収集のための横断的な連絡調整会議をひとまず府内に置き、地方議会は「法整備が必要」との請願を国に対して送付する——というのが一般的なプロセスである。ただ実態をみてみると、どの主体も情報収集には苦労している。頼りは税務情報だが、できれば触りたくない類のテーマであり、部局間の情報共有は十分に行われているとは言い難い。

「ゾーン」については、将来の使用価値を見込んだ清算も求められよう。その時、問題となるのは、不明化が抑えられず、死蔵化し、やがて無価値化してしまいかねない国土をどうするか：である。また、国家安全保障にかかるエリアの扱いも重要であり、慎重なテコ入れが不可欠である。

売買届出に関する事務は、二〇〇〇年の地方分権一括法の施行以降、各都道府県の事務となり、国は本制度の捕捉率（届出件数／届出すべき件数）を把握していない。各自治体も違反状況について十分なチェックを行っているとは言い難い。

捕捉率さえ不明——というのが土地売買の正直な実態であろう。この売買届出は、届出すべき母集団が掴みにくい。それは相続等対価の授受を伴わない取引については国土法上、適用除外とされているためだが、わざわざ捕捉率についての調査を実施し、結果を公表する都道府県はほとんどない。実施すれば、徴税漏れが明らかになるなど、自家撞着に至ってしまう可能性があるからだ。

ちなみに、国は届出義務違反の検挙件数は把握しており、過去五年間（平成一七～二一年）の合計は全国で二件であった。

地方分権は進めつつも、国として把握すべき情報は最低限把握できる制度設計が必要であろう。こうした現行制度の不備は、この後で述べるアメリカとは大きく異なる。

外資（法人・個人）によって買収され

た森林面積も公表数値は様々だ。定義がそれぞれ異なるからである。国交省・林野庁が発表した全国数値（六一〇ヘクタール、二〇一一年五月）より、北海道庁が発表した道内数値（九二四ヘクタール、二〇一一年五月）の方が大きいのは、国土法の届出情報以上の独自の調査を道が追加しているためである。これに対して、財務省が外為法関連で二〇一一年二月に発表した「非居住者による投資目的の土地取得」の面積は、林地以外の地目も含め、前述したとおり全国で約三、七〇〇ヘクタールであった。

自治体の苦悩

外資による森林買収については、さらには問題が顕在化するまで、行政としては待ちの姿勢が続るものと見られていた。しかし今回の特徴は、一部の自治体が国の対応（森林法の一部改正）だけで事が解決するとは解せず、条例づくりや公有林化へ問題意識をもって独自に乗り出したことである。

改正森林法案が国会で成立（二〇一一年四月）した後も、グローバル化する土

地への懸念から、地方自治体レベルでさらに国による法整備を求める決議が続いた。これまで一九の道県議会を含む都合六〇を超える地方議会等から国への請願がなされた。また、急ぐ自治体は独自に

上乗せ条例を検討したり、公有林化に取り組んだ。直接的には、地下水・水源地関連である。

北海道ニセコ町、山梨県忍野村、鳥取

県日南町などでは地下水・水源地対策のための条例制定が続いた。ニセコ町は二〇一一年五月、国よりも先行し、また上乗せして条例を制定・施行した。

忍野村では規制区域を村内全域とし、井戸の設置及びその構造の変更をすべて許可制とする強い規制措置を打ち出した。これに関連して、企業が地下水採取権を巡って村を相手に訴訟を起こす事態になっているが、関心の高い全国自治体から当村へ問合せが絶えない。

都道府県では、東京都が奥多摩水源林地区での都有林化（二〇一〇年四月）を進めているほか、行政データとしてはじめて外資による森林買収を公表した北海道は今春、「森林売買の事前届出義務を課す条例」の成立を目指している。埼玉県、長野県、山形県等も知事が有言実行で同様の条例制定の取り組みを進めている。

このほか、長野県佐久地域・上伊那地域、熊本県南阿蘇村など、全国の市町村で水源地保全のための取り組みがとどまることなく広がりを見せている。

こうした動きは何故か。
一つは、不明化、無関心化していく地

域資産が、想定外の主体に占有されはじめからだと言つてよい。無関心でありますづけることのリスクを、グローバル企業の参入によって示唆されたと考えられる。

もう一つ。いったん買収が進んでしまったとき、買い戻すことがかなり難しいと自治体では、既に外資が買収した水源地区が二例判明したが、未だ買い戻しはできない。財政難も理由の一につに挙げられるが、自治体が買い戻し（公有地化）を計画して二年になろうとしている。しかし、現地踏査、測量・分筆、価格交渉のどのプロセスにも入っていない。

これまで外資の土地所有について、一般論として国内外差別を声高に主張することに対しては、賛否両論あつた。特に経済のグローバル化を推進する立場からは否定されることが圧倒的に多い。

「何が困るのか、何が問題になるのかよく分からぬ」

通常、そのような反応になる。しかし、すべての土地が売買フリーであつていいという主張には慎重派が少なくない。国の重要なインフラ（critical infrastructure）など安全保障にかかるものは別扱いだとの判断になる。在日米軍基地、自衛隊基地周辺、南西諸島などは、より緊急性の高い地区——重要国土の問題と

してエリヤを切り取り、各分野からの対応を急ぐ必要がある。公共公益性の面でローカルにとって不可欠なインフラ（ローカルインフラ）の扱いも、同じになるのではないか。

繰り返すが、国土全般にわたって不明化・死蔵化が進んでいる。所有者が正体不明、国籍不明であったりする状況にある。国土がそういった現況システムになつていていること——そういった現状がまずは問題であると指摘したい。

諸外国は「国土の切り売り」を見送っている：

土地売買に関する昨今の先進国トピックとして、国土の切り売り案件が目立つ。財政破たんが理由で、国有財産を売却し、補てんしようというのだ。

「ギリシャで財政健全化のために島の売却がはじまつた」

二〇一〇年六月、英紙ガーディアンはそう報道した。約六、〇〇〇あるギリシャ

国内の島——ほとんどは無人島だが、エー

ゲ海にあるロードス島やミコノス島の一部も対象となり、財政の健全化に役立てようとする政府によって検討された。買

い手はすぐさま中国、ロシア……が名乗りを上げ、注目を集めただという。

実現はしなかったが、同様の話が金融危機でどん底のアイスランドでもあった。

アイスランド全国土の〇・三%に当たる三万ヘクタールの土地を中国の投資家が買収すると話題を呼んだ。巨額の投資でゴルフ場、ホテルなどの一大リゾート開発を手掛けようというものだったが、

連立与党内でも賛否両論が噴出した。結局、二〇一一年末、内務大臣は「外国企業によるこれだけ広い土地の取得は前例がなく、土地売買に関する法律の趣旨に反する」と発言し、不許可とすることとなつた。経済立て直しの起爆剤にはできなかつたわけだ。

オーストリアでは、アルプス山頂が売りに出された。

イタリアとの国境にある二つの名峰の山頂とその周辺が対象で、いずれも国有地である。二〇一一年六月に売却の話が伝わると、ドイツ、中東、ロシアの投資家が即座に反応した。韓国政府も問い合わせたが、この山頂の売り払いにおいては、地元は猛反対し、世論にも訴えかけ、結局は政府の森林管理局が購入することとなつた。

いずれの国においても「国土の切り売り」——国公有地の売却が見送られたといえるが、オーストリアの場合、山林売買については州ごとに定められており、外国人の関与する不動産取引は通常、州

政府の承認を必要としている。国の法律による土地の取得・移転に関し、連邦政には登場しない。

同じような州法での扱いが、他の先進国で見られる。

備えにおける日米比較

自由の国アメリカでは、外国人土地法はもはや存在せず、土地の売買についての手段の規制がないと解釈してきたが、実際の売買は何の制限もなく、どのエリアであつても実施できるのであろうか。

アメリカの土地売買規制について、各州法レベルまでそれぞれ詳細にみていくと、全国土が自由に売買できるものではないことがわかる。一言で「フリーである」とはいい難く、州ごとに外国人の扱いも異なっている。各州の規制内容はかなり幅があり、すべての州で無条件で売買を認めているわけではない。

ハワイ州やネブラスカ州では、州内（または合衆国内）に居住していない外国人の土地所有を制限しており、不在地主と地元在住地主で差をつけていた。ニューヨーク、マサチューセッツ州のように州法上で制限をしていない州もあるが、連邦法で定める農務長官への届出義務はすべての州にかかる。

農業外国投資開示法（連邦法）は外資によるアメリカ買いの懸念に対し、一九七八年に「国際銀行法」とともに制定されたものだ。すべての州において外国人による土地の取得・移転に関し、連邦政

府（農務省）に対する届出義務があるとしている。同法に基づき、農地や山林を取得した外国人は九〇日以内に農務省に届け出る必要があり、届出を怠る、もしくは届出の内容に虚偽が生じた場合、対象となる地価（市場価格）の最大二五%の罰金を科されることになっている。

アメリカ農務省はこれらの土地売買情報について、極めて詳細に収集するとともに、国別の所有面積、その増減傾向、各州の地域（county）ごとの地目別所有面積などについて細部まで公開している。さらに、GATT（WTOサービスの貿易に関する一般協定）においてもアメリカは外国人の土地取得について、州ごとに異なる取り扱いであることを明確に留保し、自国の権益を確実に保護している。日本は、こうした留保条件を記載していない。

総じて、アメリカは各州法、連邦法、国際ルールにおいて自国の国益につながる規定を明記しており、近年は外国投資国家安全保障法（F I N S A）及び対米外国投資委員会（C F I U S）においても規制を強化してきている。アメリカでは、一九七〇年代後半の外資規制にかかる様々な議論を経て、既に銀行と農林業について、外資の進出に一定の枠をはめている。

規制緩和の再考

我が国の経済産業省は、近年高まってきた海洋権益も視野に入れつつ、二〇一一年七月、六〇年ぶりに鉱業法を改正した。資源探査を許可制に替え、鉱業権の審査を厳正にした。国内外差別はないものの、審査の過程で実質的に問題が起きないよう厳格にチェックしていくこうというものだ。

漁業はこの逆を行っている。今回の大災害を受け、特区構想の実現により漁業権を改正した。「企業による漁協と同等の漁業権取得」が漁業法の特例として盛り込まれることになった。規制緩和は経済活動には善とされ、当然視されることが多い。これに対し、進みすぎるグローバル化を懸念する向きもあるが、今後の展開はわからない。

本来、国家として守るべき産業分野にはそれぞれ中心となる参入障壁がある。農業ならば農地法。これが農地売買を規制してきた。漁業では漁業法で規定する「漁業権」がそれにあたるが、今回の特区構成により、その砦が実質明け渡されたといえる。

荒れ果てた漁場になることへの懸念と同様、中山間地域の農地、山林でもそういった事態に陥ることを懸念する声が各地で聞こえる。それゆえ自治体の一部が

先行し、規制強化に踏み出している。

今のところ、土地買収が進みゆく現実はあるものの、収奪され、荒れ果てるというそのレベルまでは至っていない。一部マスコミは、時の雰囲気を代弁したように「神経質になりすぎることはない」と言う。

しかし本稿が最も強調したい点は、「諸外国並みの規制ルールさえ持たない国家が日本である」という現実に一刻も早く気づくべきであり、「国際交渉に入る以前の足元に、問題を抱えているのが日本である」という事実を真摯に受け止め、修正に踏み出さなければならない」ということである。

【参考文献】

東京財團『失われる国土～グローバル時代にふさわしい「土地・水・森」の制度改革を～』二〇一二年一月

吉原祥子「地下水規制をはじめた自治体（国と自治体の役割分担を考える）」東京財團H P論考、二〇一二年一月一九日

平野秀樹・安田喜憲『奪われる日本の森——外資が水資源を狙っている』新潮社、一〇一〇年

山村の現状と将来

内山 節
(立教大学教授)



内山 節 氏

一二月一〇日開催の公開講座では、内山節立教大学教授から、「山村の現状と将来」と題して講演していただきました。内山教授は、福島第一原発事故による山村への影響および大きな問題となっているTPP問題にも触れ、山村が厳しい状況下でボランティア活動を軸として都市と山村の結びつきが強まるなど新しい動きが芽生えてきていることを強調しました。原発事故により群馬県でも、山菜、キノコは採れない、野生動物の肉、ワカサギが食べられなくなるなど、山村の生活や観光に大きな影響を及ぼしていると、農山村の厳しい現状を詳細に報告されました。

○・一五マイクロシーベルトぐらいです
から、年間の外部被曝の線量としては一
ミリシーベルトぐらいですので、これを
危ないと思うか危くないと思うかとい
うレベルです。実際○・一五ぐらいで危
ないと言っていると、関東地方はみんな
危ないと言わざるを得なくなる。イタリ
アのミラノは常時○・三ぐらいあります
ので、とりあえず問題はないと言える線
量ですけれども、村自体は影響がないわ
けではない。村の一部の方が出荷してい
るものに漢方薬の原料のホオノキがあり
ます。ホオノキの皮は外側の皮ですので、
只木会長からTPPという話ありました
た。もうひとつ、原発事故も山村に深刻
な影響を与えるような状況です。僕が片足
だけ住んでいる上野村は、空中の線量が

キノコも山菜も動物も

セシウムが入っていて出荷できない。上
野村は政府の基準に関係なく、セシウム
が入っているものは出荷停止にしていま
す。それに対してキハダの場合は、外側
の粗皮を剥いて内側の黄色い皮を出荷す
るので、セシウムが検出されません。

上野村はキノコ生産が多いけれど、路
地で原木シイタケを栽培している人たち
は、キノコは濃縮するのでだめということ
です。生産量が多い菌床栽培も、原木
から菌床を作るときに外皮を剥いて内皮
だけを使えば一応セシウムは出ないけれ
ども、外皮も含めて粉にすると菌床の中
にセシウムが入るということです。いず
れも量的にはたいしたことないけれど、
上野村の產物からセシウムが出たとなる
と、わずかな量でも信用力を失います。
秋の天然キノコは、今年はほとんど採つ
てない。関東地方の山村では、秋は山

から採ってきたキノコを街道沿いで売っている臨時商店をよく見ますが、今年はほとんどみられません。場所によると思

いますけれど、雨水がたまっていたところのキノコはよくないでしょう。特に土から出るタイプは一番悪いので、マツタケなどは好ましくない。

山間地域は野生動物の被害が多いので、狩猟をしてほしい状況です。一月一日から狩猟が解禁になっても、獲った動物の肉を食べるには勇気がいるので、ただ殺すだけになってしまふので、どうしたものかという状況です。来年の山菜は大丈夫かという問題もあります。

上野村のセシウムのレベルですと、砂質の土壤は植物がセシウムを汲み上げやすいけれど、粘土質の土壤はセシウムと結合しますので、植物にほとんど影響はない。粘土質の所はいいけれども砂質の土壤では、山菜に気をつける必要が出てくるかも知れないことが想定されます。群馬県でも上野村より北の方が濃度が濃い。そこでは村の方針としてキノコは採らない、動物の肉は食べない、山菜も食べない方針を固めています。群馬県内はワカサギ釣りが二つの湖で中止になつてしましました。

山村は自然とともに生きることが自慢で、自然の豊かさがあるからお金がなくとも豊かに生きられるんだといつてきました。

けれど、その自然が危険地域になつて、山村は不便なだけだという状況になつてしましました。

おそらく狩猟の肉の量などもいろいろ問題があつて、上野村では、イノシシとシカで年間五〇〇頭から六〇〇頭ほど撃つていて、それが村の中に出回つていました。戸数で四〇〇戸ほどの村ですから、全戸に均等に回るわけではないけれど、一軒にイノシシまたはシカが一頭以上回つてくる勘定になります。これが食べられない、仮にその分豚肉を買つたり牛肉を買うことになります。そういふ意味で今回の原発事故は、山村を相当過疎化させてしまうおそれがあります。

山村崩壊の危機もはらむ

困るのは、訴えたからといって解決しない問題があることです。飯館村では放射線量が濃いけれども、村長さんは二、三年で除染して帰れるようになると頑張っていますが、村民のアンケートでは、仮りに国が帰つても良いというレベルになつたとしても、帰らないという人が七〇%を超えている状況です。子供のいる世帯では、当然ながら子供のことを考えると戻れないという。高齢者達でもそこに住むことによって、子供達に迷惑をかけることを考えると、帰らないという人が増えてきています。最初高齢者は、自分たちはそんなに長くないので、帰れるようになれば、すぐ帰るという人が多かつたけれども、時間が経つにつれてあきらめたという人が増えてきたのが現状です。

山村から近郊の都市部に働きに行つている場合、山村で暮らすか都市部に引っ越してしまふか悩んでいる人が多い。上野村では子供が高校生になると、下宿の問題が起きて来るので、都市部に移転したほうが経済的に効率性がいい、その方が家計の状態がいいということで親は悩みます。そのときに村に残るというのは、村の暮らしに気に入っているとか、親の代から受け継いできた森林や畠があるという理由で、村に残っているのであって、放射線で危険になると、村に残っている

理由が薄くなつてきます。村の暮らしを支えているものは、ひとつは自然であり、もうひとつは村人同士の関係ですけれども、人間が減りはじると人間関係そのものが維持できなくなる問題が起きますし、村の誇りだった自然と共に生きるという部分が駄目になるなど、相当深刻な問題が最終的には出てくる気がします。原発事故で一番被害を受けているのは、地域であります。それが駄目になると、地域であることをしつかり訴えていかないといけないのです。

困るのは、訴えたからといって解決しない問題があることです。飯館村では放射線量が濃いけれども、村長さんは二、三年で除染して帰れるようになると頑張っていますが、村民のアンケートでは、仮りに国が帰つても良いというレベルになつたとしても、帰らないという人が七〇%を超えている状況です。子供のいる世帯では、当然ながら子供のことを考えると戻れないという。高齢者達でもそこに住むことによって、子供達に迷惑をかけることを考えると、帰らないという人が増えてきています。最初高齢者は、自分たちはそんなに長くないので、帰れるようになれば、すぐ帰るという人が多かつたけれども、時間が経つにつれてあきらめたという人が増えてきたのが現状です。飯館村について言えば、文字通り仮りに帰れるようになつても、超過疎化なりま

す。超過疎化にならない地域でも同じような問題を抱えています。

上野村では冬になると、落ち葉を集め堆肥を作っている人が大勢います。今は村で規制はしていないけれども、人の申し合わせで、自分の家で堆肥を作つて自分で使うのはかまわない。ただし、その堆肥を人にあげたり販売することは自肅するということです。村の人達は、一番安全な肥料は科学肥料だといって笑っています。有機農業の人ほどダメージが大きいのが現実です。ですので地域がかなり大きいダメージを受けています。

森林にも大きな影響

森林にも影響が出ています。福島県のスギで言えば、今年伐採したものは、製材すれば問題はないという感じでけれど、二、三年するとセシウムは中に入ることが分かっていますので、濃度によって違いますけれど、製材しても使えないという問題が起きかねない。そういうことが起きてしまえば、福島のスギというだけで敬遠されますので、これは大丈夫ですよという話が通用しなくなるおそれもあります。南東北から関東にかけて全般的にそういう状況です。

神奈川県にある大学のキャンパスでサルナシが採れたというので、食べようとしましたが、「ちょっと待て」と念のた

め調べると、セシウムが三〇ベクレルということでした。一応国の基準の五〇〇ベクレルと比べれば、一〇分の一以下です。三〇ベクレルは微妙で僕が食べるのはいいかなという感じがしないでもないけれど、乳幼児などは、たくさん食べないほうがいいということは、間違いないという微妙な数字です。神奈川県でそういう値が出たことは、ちょっとびっくりです。

サルナシの場合、3・11のころには葉もなければ花もない。その後一ヶ月くらい経って葉が出て、花が咲くのはたぶん六月の終わりなのに、セシウムが検出されるのは、夏の空気中にセシウムがあつて、葉に付着し実際に取り込まれたと考えるほうが妥当なわけで、八月のレベルでも実はそこそこには飛んでいたと考えるのが、無難な判断と言うしかない。こういうことがわかつてくるに従つて、広範囲にうつとうしい問題が続くと思うしかない。それは山村の側では、時間が一〇年二〇年と続くことによって、過疎化は相当急激に進行すると思っていたほうがよいといふ気がします。

ボランティア片品の活動

したが、三家族だったか四家族だったか、一三人が片品村に住民票を移す形で残っています。千人の避難者受け入れが可能だったのは、片品村は民宿の収容能力が五千人分あるからでした。尾瀬をかかえていましたし、冬はスキーシーズンに入るので、村中に多くの民宿があるので、千人の受け入れが可能だったのです。

南相馬は太平洋側の比較的暖かいところですから、三月に雪しかない片品村に来たわけで、逃げ出した人が何人もいたようです。体育館などの避難所の生活に耐えられない人たちから順に、片品村の民宿に移つてきました。そこで予想外だったのは、介護を必要とする人たちがいたことです。

片品村では、若い人たちを中心、「ボランティア片品」を組織しました。片品村には尾瀬高校という地元と密着した県立高校があります。尾瀬高校の生徒がボランティア片品に大勢参加して協力しました。大学に進学した人たちなど都市部に出た卒業生たちも、休みを利用して帰り、一所懸命ボランティア活動を行いました。そのうち避難者の中でも元気な人たちが、ボランティア片品に加わるようになりました。

ボランティアの中心になったのは、桐山さんという三〇歳前後の女性です。片品に来る前は東京で「渋谷ギャル」をし

ていたという。渋谷ギャルというのは、わりとしっかりしたコミュニティを作っているので、仲間を呼んで活動している。ただ若いのでバツと動きますから、年輩の人のサポートもいるわけで、その人達も定年後に片品村に移住してきた人たちで、その人たちがしっかりサポートしている。もちろん桐山さんも地元との関係は密にしている人なので、非常に地元とのつながりを大事にしています。若いが故に気がつかないことが当然起るので、年輩の人たちがしっかりサポートしている形もあります。そのようにして片品の生活が展開したということです。

レストランも協力

僕も関係しているグループに、日比谷でレストランを出している人たちがいます。全国に八ヵ所ほどある農民や漁民の人たちが食材を提供して、その地方の方で料理をする。このような店の出し方に好感を持って協力して下さる一流のシェフ達から教わって、このレストランは美味しい料理を提供できるようになっています。その人達で一流の料理を避難者に出そなうということになり、片品村に提案しました。最初は忙しくて手が回らない状態であるうえに、避難者全員に回

るかどうかわからないということもあって消極的でしたが、やることになりました。僕らのグループの中に、朝市的に良い農産物を売る「マルシェジャポン」というグループが、キッチンカーを持っていましたので、それを何台も並べて調理しました。そこへ東京の有名なシェフ達がバッケアップするかたちで「ハッピーレストラン」を出店しました。

片品村と関係のあった別のグループは、ボランティア団体が介護などに自由に使えるお金が必要なことから、義援金を送ることにして、三〇人ほどで一七〇万円を集めました。そのお金は有効だったようでした。

放射性物質がもたらすもの

片品村に住んでいる二三人の避難者に、話を聞きますと「片品はとても気に入った」できたら片品に住みたいけれど、本当に住むかどうかについてはわからないといいます。ある方は、母親と娘三人、母方の祖母との五人で暮らしているんです。ところがご主人は南相馬で仕事を続けていて、仕事をやめると片品村での生活もできなくなってしまうといいます。さらにご主人は、もし片品の近くで生活できる仕事があれば、場合によっては引っこ抜けてきていいんだけれど、ご主人のご両親が南相馬にいて、二人は絶体引つ越

すのは嫌だと言っている。その人達の体制もあるので放り出すわけにもいかないです。一緒に住んでいた奥さん側の祖母は、帰りたくてしようがないんです。歳とてから違う土地で暮らすのは、腰が落ち着かないで帰りたい。少々健康に問題があつても帰りたいのが本音です。ところが仮設住宅のある場所も含めて線量は高いですから、子供達のことを考えると、そこに引っ越すというのは躊躇せざるを得ない。来年、長女が高校受験で、群馬の高校にするのか福島の高校にするのか決めなくてはいけないが、どこに住めばいいのか判断しかねています。皆さん、そのような問題を抱えているのが現状です。

そういうことから見えてくるものは、放射性物質が何をもたらしているのかということです。避難先の片品村も、キノコ採りと山菜採りと動物の肉を禁止しました。すると五千人収容能力ある民宿で、売り物の動物の肉やキノコの料理出せないのです。それらが一切出せないと、地元の野菜は今のところ問題が出ていませんけれど、地元の民宿経営がなんかおかしくなり、片品村自体の観光客が半減あるいは七割減になるかなという感じです。片品村自体がダメージを受けていくというところなので、これが長期間続くとほんとうにどうしようかという感じになっ

てきています。

都市と山村の連携

原発事故の影響は、西日本にもあります。西日本にも放射性物質が風に乗つてきて山にぶつかって落ちているという話のために、奈良県でも周辺の山間地の観光客数は激減しています。日本の山村は、広範囲に影響を受けるという感じです。

その一方で、これから山村のあり方を片品の例は示しています。地元の人たちのボランティア組織の構成メンバーは、都市部から来た人や若い人が頑張っている、都市部からきた比較的高齢の人たちが周りをしっかりと固めています。そのように、地元の協力体制を作りながら対応していく。これは地域作りのひとつの方針を示しています。ここでは、義援金だったりハッピーレストランだったりするわけですけれども、都市部の人たちはいろんな形でそれと結びついていく。そういう形でこれらの地域はできていくでしょう。ここに今の山村の可能性が見えているわけで、山村を軸にしたネットワークができるいくという感じがします。

上野村は人口一四〇〇人ですが、皆さん頑張る気ではいますけれど、それだけで村ができるわけではありません。上野村には二〇〇人の都市出身者がいて、元

からの村の人は一二〇〇人で、若い人は都市部の出身者が多い。そういう人たちが地域作りにも熱心です。去年（二〇一〇年）の一月に、村の若者と一年前に

二人が昔の結婚式をしたいといって、家で結婚式あげました。何年も家の挙式をやつていないので、その全容がわからぬ。お手伝いにいったとか参加したといつても、どんな料理が作られたかわからぬなど、全部を仕切れる人はいないのです。七〇歳以上の経験者達に聞いて、複数の人の意見が一致する話をつないでいく。そういう形で昔の結婚式のやり方をとりあえず復活させましたが、準備に一年かかっているんです。皆さん貸衣装の紋付き袴で出るというので、僕は東京のデパートの古着屋で買った紋付き袴で出席しました。皆さん相当お金がかかりましたけれど、とても楽しそうで、本当にいい結婚式ができたという感じでした。上野村には上野テレビというのがあります。一時間のDVDを作つて、希望者に頒布しました。それは一つに結婚式ですけれど、久しぶりに村の結婚式ができた。非常にいい催しだったといつてもいい。村の若者と都市からきた娘さんという組

み合わせの中で、みんなが協力したというわけでもありました。

今山村のあり方は、一面では片品村的に協力をしていく人たちがいると言いますか、よそ者と結びつきながら生きていく山村、それが今の山村の姿だと思っていいだろうという気がしています。山村という場所は、決してそこに住んでいたり、どなただけの場所ではないわけで、そこ結んでいる都市の人たちの場所でもあります。そこに今の一つの姿があるという気がしています。

都市は、都市だけでは完結できない。どうしても足りないものがある。逆に山村も山村だけで完結できないわけで、どうしても足りないものがある。その二つをつないだときに両方の不足分を補いあえる。それは都市も山村も同じだと思っています。そういう形でいろんなところで動きが始まつていて、山村はけっこう元気ではあるんです。ただ、そこにセシウムが降つてしまつて、この問題だけはどうしようかという感じが出てきてしまつたというこの原発問題でもあります。

農林産物は市場原理にならない

TPPの問題が浮上したときに、僕自身は一貫して反対しているんですけど

も、はつきりいうと反対の根拠がよくわからない。それはTPPの内容がわからぬ。TPPの内容がはつきりしていれば、賛成だ反対だとはつきり言えるんですかれど、TPPについては「交渉をして決めましょう」といっているだけ。原則として関税はすべてゼロにしますとう方向で、交渉をして決めましょうといっているけれど、原則として関税ゼロというのが果たして通用するのかどうかもよく分からない。日本の場合、米には七八〇%の関税をかけていますけれど、この数字を維持できるとは思えない。交渉によって関税かけさせて下さいというのが通用したとしても、一〇〇%とか二〇〇%がせいぜいの話で、現状の七八〇%は無理でしょう。それも現状ではわからぬ。僕が反対しているのは、内容はわからぬけれども、自然とともに生産しているものは、市場原理だけで決めてはいけない。つまり自然が平等ではないわけですから、それぞれの地域の自然を生かして展開させることができ、まったく違う自然を持つアメリカやオーストラリアと同じ市場で競争しても、成り立つわけがない。自動車だったら人工的な空間で作っていくわけですから、ヨーロッパと共に展開する産業については、そもそも市場原理そのものがなじまない。だ

からそこに何らかの規制を加えたり保護政策を取ったりということが必要なわけでも、なんでもかんでも自由競争でという路線そのものに反対です。そういうことがあるのでTPPには反対しています。

アメリカはおかしな国

遺伝子組み換え作物は使っていないという豆腐などの表示に、アメリカは非関税障壁だといって怒っている。遺伝子組み換え作物は危険ではないというのがアメリカの立場ですから、それがあの表示をすることによって、アメリカの遺伝子組み変え大豆を市場から追い出そうとしている、これは非関税障壁だからそういう表示はやめなさいと、アメリカは前から繰り返し言っているわけです。しかしそれは通っていない。EUはもっと厳しい規制をしていて、一切駄目という規制を加えていますし、それから日本の場合だと醤油を作るときに組み換え作物を使うこととは実はOKなわけです。それは遺伝子組み換えた細胞が醤油の中にはないという理由です。納豆とか豆腐だった大豆の成分をそのまま食べているわけですけれども、醤油の中には別に大豆成分の細胞が入っているわけではないといふ。だからDNAが入っていないからOKですという。日本の場合そうなってい、醤油メーカーによつてはそれは使い

ませんというメーカーもありますけれど、ヨーロッパはそういうものも含めて一切駄目になっている。日本だけがあの表示（遺伝子組み換え作物は使っていない）をしているわけではなくて、ヨーロッパはもっと厳しいし、オーストラリア、ニュージーランドも遺伝子組み換え作物は使っていないという表示をやついているわけで、アメリカの主張は通っていない。ただ文句言うだけは前から言っているわけです。アメリカは日本に対しては、牛肉をアメリカ基準でもっとどんどん買ってくれと、だから規制を加えていること自体が問題だといつていますけれども、アメリカはオーストラリアの牛肉が入ってくるのは困るといつている。アメリカは何でも自由化といながら、自國に不都合なものは障壁を作っている。小さいものは、砂糖の自由化には絶体応じないだろうといわれて言われています。砂糖が輸入されると、アメリカの砂糖農家は困るという。だから自由化と言いながら不都合なものはこっそり抜こうとしている。

WTOができる前にGATTで関税を決めていたけれど、GATTの総会でアメリカは一番がんがん言うけれども、アメリカはGATT未加盟のはずです。GATTで制約されるのは嫌だというわけで、アメリカ自身は入つていなかつた。それだったら参加する資格ないんじゃない

いかと思うんですけれども、総会の度に出ていって自由化しようと騒ぐ。自分は未加盟ですからその決定に制約されないと、実に不思議なことをしていたわけです。アメリカはそういうところがありますので、いうだけだったらただの精神で何でも言つてきますので、そもそも真に受ける必要もないし、また必ずしも通用するものでもない。

TPPの内容は、どうなっているのかよくわからないというのが本当のところなのです。

TPPはまつとうな議論を

医療問題でも、アメリカはがんがんいつています。どこの国でも自分たちの国の医療のやり方は一応あるために、アメリカの主張は通用していない。アメリカからみれば、日本は十分かどうか知りませんけれど、公的な医療保険制度が広まっている国です。そのこと自身が、民間の医療保険を阻害しているとか、非関税障壁だと言ってくる。こんなもの通用しません。アメリカが言うからといって、それが全部通用するわけではありません。

ただいくらか押してくることは明らかなので、その結果どちらへんに落ち着いてくるのかということはよくわかりません。

TPP問題は、日本にとって有利か不

利かという問題にしてしまったら、これは駄目になるんです。何故かとすると、中身が分かっていないのではつきりしませんけれど、もしかすると有利な産業分野もある可能性もあるわけです。

たとえばマレーシアは、今、国産車を作っています。マレーシアは輸入車に対して100%の関税かけているわけです。

100万円の車がマレーシアでは100万円になってしまいます。そういう形で外車を押さえながら国産車を育成している。国産車のシェアが一番高いのはマレーシアですけれども、それをいま関税を撤廃してしまうと国産車生産そのものが崩れる可能性があるので、マレーシア自体は自動車の自由化については当然ながら抵抗しています。もしそれを撤回したり関税ゼロまで持つて行ければ、日本の自動車メーカーは今関税が高くて入りにくくなっていますから、若干入るかもしれない

いわけで、少し儲かる話かもしれないということはあり得るはずです。

今、TPPという問題を抱えて議論を

しているので、どこに落ち着くのかよくわからない。工業製品の関税が撤廃されれば、輸出産業にとってはプラスになることは確かです。同時に労働力移動の自由化も可能性がありますので、外国から労働者が大勢入ってきて、日本人が雇用されなくなると言いますか、そういう

可能性もあるかもしれません。そういう問題が議論されていることは確かですか、いろんな問題があつてTPPが締結される前に多少利益があるかもしれませんという産業分野はあり得るということです。

農業は大きなダメージ

それに対して農業など、ダメージを受けると思われる産業分野も当然あり得るわけです。それを天秤にかけてどっちが得か損かという話をすると、結局どこに重きをおいていくかという話になります。

GDPのレベルから言えば、日本の農業が少々減つても輸出が一寸増えるほうではるかに大きいというのは本当のところです、冒頭に只木会長から「木材の自由化によって日本の林業は衰退した」といわれましたが、それほど完璧に駄目になっているわけです。ただ、日本の林業はゼロになつても、GDPからいえばたいしたことないわけで、それより自動車を100万台売ったほうがいいという、そんな論理もあり得るということです。

ですからどこをみて発言しているかだけの違いで、日本にとつてどっちが有利かという話を始めると、決着のつかない問題になるということです。ですからTPPというのはマスコミで議論されたり、有識者といわれる人たちが発言している

けれど、共通している欠陥は日本にとって有利かどうかという議論をしていることです。GDPではたいしたことはなくとも、農業生産力が大ダメージを受ければ、日本社会のありようとしては、ものすごいダメージを受けることがあり得るわけです。日本にとってプラスかマイナスかという議論はいけない課題だらうと思つております。

そうではなくて、TPPは地域を活性化させるかさせないかということで議論しなければいけない。もしTPPが地域を活性化させていくのであれば、賛成してもいいでしよう。しかしそういう視点から見ていくと、どう見ても地域を活性化させることは思えません。それどころか深刻なダメージを与えてしまう。

たぶん一番ダメージを受けるのは兼業農家でしょう。というのは、兼業農家は米を作っているケースが圧倒的に多いわけです。米が一番省力化されているし、土日農業ができる農業分野といつてもいいです。むしろ専業農家では、米作は相当大規模にやらないと、生計が立たなくなつてくるし、農地面積が狭ければ果樹とか野菜を栽培するなど、稲作以外の高品質な作物を軸においたほうが有利なわけです。そうすると今の日本の小規模な兼業農家は、だいたい稲作農家だと思っていいと思います。

稻作農家の場合、米は六〇キロあたり日本の平均価格一万二千円くらいで出荷されていますけれども、生産費に一万円ぐらいかかるといわれています。農薬を使わないと肥料を自給するなど、工夫してとことん頑張れば、なんとか六千円でもできないことはないけれども、兼業農家は高コスト体质を持つているわけです。狭い農地で農機具を一式持つていなければならなかつたり、ウイークデーは勤めに出ますから、ある程度の農薬や肥料を買って使う形の農業をせざるを得ないのでは、どちらかというと高コスト体质なんですね。ですから兼業農家の稻作で、今、一般的に言われていることは、作って出荷したらば自分が食べる分と人にあげる分だけがプラスで残つたということです。収入は使つた分ともらつた分が同じだつたという、むしろそれぐらいの感じといいますが、それでもなおかつやつているのは、先祖から受け継いだ農地を、放置しておけないということです。ですから仮りに米の関税が半分のおよそ四〇〇%になつたとしても、その価格でカリリフォルニア米が入つてくると、日本の稻作は持たないでしよう。これ以上値段が下がつたらやればやるほど赤字が明確になつてしまふので、そうなると一齊に稻作から手を引くという事態になることは考えられます。

農山村は変動が衰弱をもたらす

農村の事情を知らない有識者の方とか役人は、だれかが一手に引き受けて大規模経営でやればいいじゃないかと言いますが、大規模経営でやれるところは日本にはそうたくさんありません。棚田よりちょっと大きい程度の水田で耕作しているので、規模拡大できる場所があるわけでもない。ですからもし稻作経営から手を引きはじめると何が起きるかというと、農地があるからその村にいるわけで、その農地が使えなければ自分が勤めている近くの都市に引っ越した方が有利とう、そういう問題が必ず起きますので、村に引き留めておいた理由がなくなります。そういう雰囲気が一齊に出てくると、農山村の過疎化をいつそう促進することになります。そういう意味でどうみてもTPPが地域を活性化するという話はどこからも出てこない。それどころか急激な衰弱をするという可能性が出てくると思えてきます。だから僕は反対ということがあります。

都市部は、変動の速さがエネルギー源になつていく社会だつたんです。これまでの都市変動の速さが、絶えず新しい雇用を作り、新しい産業を育成しながら都部のエネルギー源となつていく。ここ

から外を見た景色（東京・大塚）は、三

〇年か四〇年前までは木造の家が広がっていました。ところが今はビルだらけマ

ンションだらけです。この変動の速さが、

活力となって都市を維持しているのです。

ですから変動が止まった都市は、衰弱するというのが現実の問題としてあつたわけです。京都は例外かもしれないけれど、地方都市の衰弱は、変動が止まった瞬間に始まつた。現代都市はそういう面を持つています。

農山村はむしろ変動が衰弱をもたらすという社会で、ゆっくり変動していく分にはいいんですけれども、基本的な部分は変動しないか、もしくは変動するにしてもゆっくりしか変動しない。そういうとき農山村は逆に力が出てくるのです。

地域を守っている柱のひとつに祭りがあります。祭りがあることによって地域が維持されていく。仮にやり方が少し変わったとしてもゆっくりゆっくりかわっていくわけで、劇的には変わらない。農業でも作るものは、少しづつ変わっていますけれど、みんなが土を耕して生きいく形は、基本的に変わらないと思うんです。それは人間同士が結び動しないか、もしくは非常に長期にかけてゆっくりしか変動しない、そういう状況の時に農村はいわば底力がでてくるわ

けです。

都市は変動し続けることによって、エネルギーを作ってきたという場所です。

都市もこれからは変動しないエネルギーを作つていかなければならぬけれども、農山村についていえば、TPPによって急激な変動が起きれば、それがどういう変動であれ、一見経済が活性化するよう変動であったとしても、その後は必ず衰弱が待つている。

ダム建設を人海戦術でやつていたころは、ダムの工事期間は地元はすごくうるさいですが、ダム景気故にその後は大衰弱になる。つまりいつペんバブル景気に浮いた状態でそれが終われば、元に戻ることができなくなつてしまつて、人々が地域から去つていく。それがダムの村の共通する方向だったのです。そういうとおり経済的に活性化するような変動であつたとしても、急激な変動は地域を衰弱させるというの、農山村のあり方なので、変動させるにしてもゆっくりやっていかなければならぬということです。

そういう意味でも、地域という視点から見ると、TPPはいいことは一つもありそうもなく、悪いほうはいくらでも予想がつくということですので、どうみても賛成できないのが本当のところです。だから日本にとって（TPPの）議論はもうやめなくてはいけない。地域社会に

とってTPPはいいのかどうかと言う、そこで議論立てしないといけないという気がしています。

裏切らない地域社会

日本の社会は伝統的には、生きている人間だけの社会ではないわけで、自然と人間によって社会ができるという一面と、もう一つは人間のほうにも生者と死者によってできています。死者というのはいなくなつた人ではなくて、なおかつ地域社会の中にいて共に生きているという、そういう死者であるということです。上野村でも、行ってみてよくわかります。僕は上野村の一期生ですから、祖先もいなければ何もないわけです。ところがやはり上野村で畑作つていると、先祖様に守つてもらつて畑を作つていて、という感じがします。それは僕のご先祖でないかもしれないけれど、やはり畑を作つてくれた人がいる。ずっとみんながやってきたから僕もここにいられる。すべてそういう感じですから、亡くなつた人たちがどこかに消えたのではなくて、ちゃんと横にいてなんとなく横で守つてあるみたいな感覚があります。ですからいつの間にか、ご先祖様は上野村にいるような気分になります。もともとご先祖様は地域のご先祖様のことですから、それでいいわけです。そういう社会ですか

ら、死者が遠くに行くわけではなくて、死者もまたこの社会の構成メンバーであると言えます。昔はそういうことをするご先祖様が怒るとか、ご先祖様が泣いているとか、あるいはご先祖様が草葉の陰で見守っているとか、そういうい言われ方をしたと言いますか、草葉の陰ぐらい近くにいるわけです。そういう社会觀をもっていました。ですから日本の社会は、いわば自分たちの地域の先輩達を悲しませないような生き方、裏切らないような生き方をしなければいけなかつたし、それから自然を裏切らないような生き方をしなければいけないわけで、そういう生き方を軸にしてきたのが、日本の伝統的な地域社会だったと思つてもよい。

そこには、よその地域との結びつきもかなり昔からありました。決して閉鎖的に自分のところだけで自給自足しているわけではなくて、いろんなところと結びつきあいながら、地域社会を作ってきたのです。片品村のようなあり方というのは、むしろ昔の姿のわけでそれが現代的になつているからボランティアができるなりますけれども、外の人に入つてきたりしてつながつたりしながら、自然ともつながり、先輩達ともつながると言いますが、そこに縦横な空間を作っていくというのが、日本の社会觀だったのです。

こういう社会も、念頭に置きながら我々考えていかなければいけないわけで、縦横に結びついているが故の安定感と言いますか、それ故に生まれてくる豊かさ。そういうものをこれから大事にして生きていくか、それともGDPという話で生きいくのかという、そこを問われているのがいまの TPP の根本的な問題だろ

林内の放射性物質の分布調査

林野庁は、森林内の放射性物質の分布状況の調査結果（第二報）を一二月二七日に公表した。

同一調査地での放射性セシウム濃度について、大玉地区のスギ、アカマツ、落葉広葉樹（コナラ）の土壌や葉、枝などの部位別の放射性物質の濃度は、スギ林やアカマツ林では落葉と葉の濃度が高く、コナラでは落葉の濃度が高かった。

同一樹種（スギ林）の調査地別の放射性セシウム濃度は、原発から距離が異なる三ヵ所で比較すると、森林内の土壌や部位別の放射性物質の濃度は、空気線量率とおおむね比例関係にあり、空気線量率が高い調査地ほどそれぞれ

については、土壌や葉など部位別の放射性物質の濃度と、単位面積当たりのそれぞれの重量から、森全体の放射性セシウムの蓄積量を計算したところ、原子力発電所に最も近い川内調査地で一畝当たり約一三八万ベクレル、次いで大玉調査地で同八〇一二万ベクレル、最も少なかつたのは発電所から最も遠い只見調査地の同約二万ベクレルだった。

樹種別では、スギ林では樹冠の葉や落葉層に多く分布し、コナラでは地上の落葉層に多く分布し、アカマツ林はスギ林と落葉広葉樹（コナラ）林の中間的な分布割合を示していた。これらの結果から、特に落葉広葉樹（コナラ）林の中間葉の除去が効果的な森林の除去方法であることが改めて確認できた。

森林全体の放射性セシウムの蓄積量

うというような気がします。

今、山村問題を考えいくときに、山村は大変ですけれど、ここに来てかなり頑張りも出てきていて、山村と結びつく都市の人たちも増えていますので、何とかやっていけるかと思ったら、放射能が降つてしまつたという、誠に参ったなという感じではあります。

国民森林会議第三〇回総会議案

二〇一二年三月一七日
東京・文京区大塚・全林野会館

総会次第

- 一、開会の言葉
- 二、議長選出
- 三、会長挨拶
- 四、活動報告と決算報告
 - (1) 活動経過報告
 - (2) 決算報告
 - (3) 監査報告
- 五、活動方針と予算案の審議
- 六、閉会

引き続き記念講演会

二〇一一年活動経過の報告

1 提言委員会の活動

森林・林業再生プランが二〇一〇年度にまとまり、二〇一一年度から森林経営計画の策定など、新たな動きが始まっています。再生プランのキヤッチフレーズは一〇年間を目標に国産材率五〇%となっています。そのよう

国産材率を増やしていくことは大事なことです。国策として拡大造林を推進し、その多くが利用できる時期に達してきたのに、それを資源として活かし、その資源を次世代以降により良い形でつないでいくことは、我々の世代の責任です。

また、東日本大震災の体験から、国土のグランドデザインの重要性がさらにも問われます。したがって森づくりのグランドデザインは国土のグランドデザインとより一層関連させていくことが必要と思われます。ただそこまで今回踏み込むことはできませんが、そういうことに通じる視点も持ちながら議論をしております。

改訂された森林・林業基本計画を受けた委員会の活動が秋に始まりましたので、今のところ進行は少し遅れていますが、上記のような内容で現在検討しております。

しかし農山村の豊かさは、針葉樹人工林を中心とする経済林の集約化による合理的経営だけで達成できるものではありません。他の森林の利用形態も通して農山村の豊かさ、下流の人たちへのサービス機能を高めるといった面からの計画も必要です。森林・林

公開講座

「〇一一年度は重点テーマとして
「森林・林業・山村の再生に向けて」
としました。

二〇一〇年末、森林・林業政策委員会は森林・林業再生プランで最終報告書を取りまとめました。この内容を受け、森林・林業のフィールドであり、人材問題も抱える山村に焦点を当てつつ、議論を深めてゆきました。

第1回 4月9日(土) 13時～16時

講師 本郷 浩一 氏

(林野庁計画課長)

テーマ 「森林・林業再生プランを取り巻く状況」

この日は東日本大震災で延期した総会での講演となりました。

第2回 6月11日(土)～12日(日)

お出かけ公開講座

林業地視察とシンポジューム
の開催 岐阜県郡上市

シンポジューム パネリスト

水野 雅夫 氏

(林業トレーナーズ協会)

千井 芳孝 氏

(南紀森林組合作業班長)

只木 良也 氏

(国民森林会議会長)

藤森 隆郎 氏

(国民森林会議提言委員長)

コーディネーター

原島 幹典 氏
(森林文化アカデミー)

山田 純 氏
(国民森林会議事務局長)

テーマ 「森林・林業技術者に期待される役割と課題」

※詳しくは「国民と森林」一
七号、一一八号ご参照く
ださい。

第3回 9月10日(土) 13時～16時

講師 平野 秀樹 氏

(東京財团研究員)

テーマ 「外資による森林買収がもたらすもの」

※「国民と森林」第一二〇
号に掲載

第4回 12月10日(土) 13時～16時

講師 内山 節 氏

(立教大学教授、哲学者)

テーマ 「山村の現状と将来」

※「国民と森林」第一二一〇
号に掲載

(2) WEBサイト

会員の方からの投稿を期待しましたが、本年度も投稿はありませんでした。

昨年と利用状況に変化はありません。手間はさほどではないものの更新に時間がかかる状況にも変わりがありません。情報を発信するための電子ファイルのやりとりはできていますので、引き続き迅速な更新作業が常時可能となるよう考えております。サイト管理者が一人に拠っています。この時代、極めて重要な基本的な情報発信のツールとして活用を図らなければなりません。イベントや公開講座などの一般へのインフォメーション

3 会誌及び電子情報に関する活動

(1) 会誌

東日本大震災で総会を延期したため開催しませんでした。

一一五号～一八号まで活動計画

ン、会員増加への取組などにはより積極的な情報発信が必要となります。外部からの問い合わせなど各種のアクセスへの対応に事務局だけでなく、常任幹事や地方ブロック幹事で柔軟に対応できる態勢を作る必要性もあるかも知れません。例年と変わらず、広範な人々により使いやすい形で情報提供できるよう今後もさらなる努力を続けて行かなければならぬと考えています。

4 共催・後援の活動

例年に引き続き、「森林フォーラム」、「八ヶ岳自然と森の学校」の行事を支援しました。「職人の森」は、本年度も、事務局態勢の混乱が続き、活動らしい活動が出来ないで終わり、支援ができない状態が続いている。

5 組織の活動

(1) 組織の形態と運営

提言活動では、公開講座や会誌では、一方、ホームページについては、更新をし、充実に努めてきました。

また、幹事会役員の諸方面での活動のほか、お出かけ公開講座を岐阜県郡上市で開くなど、東京一極集中にならず、現場との距離を縮め、身近に感じられるようにするとともに、身

の通う体勢づくりに努めました。

しかし、国民森林会議の本来の結成趣旨である、「会員個々の専門力量を發揮し、国民的文化財としての森林・林業・山村問題への寄与を図る」

ことから考えると、まだまだ不十分で、さらに、提言活動、会誌や公開講座でのテーマの掘り下げに努める

とともに、会員の力量の発揮に力点をおいた活動にしていく必要があると考えます。

(2) 機関

① 総会は二〇一一年三月一七日予定のところ、東日本大震災のため同年四月九日に延期して開催し、原案通り決定されました。

② 評議委員会は、二〇一二年二月四日に開催し、評議員一名、ブロック幹事一名、常任幹事六名のもとで総会議案、その他重要事項の審議を行いました。

③ 常任幹事会は、会長、事務局長と常任幹事一〇名によって上記の

公開講座の日の午前に年四回開催し、総会で承認された活動方針に基づき、会誌の編集その他の運営について協議しました。

今年度も会員の拡大に取り組む会員

若い会員の加入もありましたが、退会される方もあり、その結果は次のようになります。退会された方の主な理由は、ご高齢とご退職によるものでした。

正会員 一二二名（六名減）
賛助会員 個人 一五三名
（一〇名減）

団体 三一団体
○名
（増減なし）

(3) 贊助会員

(4) 財政基盤

会員の拡大に努めましたが、会員数は正会員で前年比六名減、賛助会員は団体では増減無しでしたが、個人で五名減少するなど縮小しました。しかし、収入ではほぼ現状維持で推移し、財政基盤に大きな影響はありませんでした。

二〇一二年度活動方針（案）

1 提言委員会の活動

二〇一二年度は、林業の再生と豊かな農山村というような内容の提言を議論していますが、それは「森林・林業のグランドデザイン」と結びつきます。これは大きな課題ですが、ここ数年間提言してきました内容をお互いに関連付けて整理しながら、常任幹事会や評議員会での議論も踏まえて総

会までに具体化して提案する予定です。

2 公開講座

共通テーマとして、前年に引き続き「森

林・林業・山村の再生に向けて」とします。

一応、例年の形で組んでみましたが、今年は当会議結成三〇周年にあたるので、記念行事を兼ねて、シンポジウムを開催するかもしれません。その場合は、準備の都合から、第三回の公開講座をあて、第二回のお出かけ公開講座は、通常の形とします。いずれにしても、前年議論し尽せなかった、奥の深いこのテーマに対し、より掘り下げた議論を期待しています。

第一回 4月14日(土)
講師 山下 祐介

(首都大学東京准教授)

テーマ 「限界集落の真実－集落を継ぐ人々の願いと試み」

第二回 6月9日(土)
講師 新井 和子 (群馬県多野東部森林組合長)

テーマ 「森林・林業再生プランと農山村」(仮題)

第三回 9月15日(土) 16日(日)
講師 岡田 秀一 氏

テーマ 「三〇周年記念シンポジウム

場所 長野県大町市
視察先 荒山林業地「哲学の森」など

シンポジウムパネリスト

荒山 雅行氏

浜田 久美子氏 (森林ライター)
渡辺 隆一氏 (信州大学教育学部教授、環境教育、森林生態学)・15日(土)

のみ参加予定

佐藤 浩行氏 (株総合農林代表取締役、近自然森づくり研究会専務理事、スイス林業を応用して環境と木材生産を両立させる林業をめざす)

田中 万里子氏 (東京農大他講師、森林情報学一木材トレサビリティーなど)

テーマ 「山村集落の実態と期待される森づくり」

第四回 12月8日(土)

講師 未定

テーマ 未定 (薪ストーブなどバイオマスの家庭での熱利用を中心組む予定です)

記念講演

三月一七日 (総会の後、引き続いて)

講師 岩田 秀一 氏

(岩手大学農学部教授)

テーマ 「新しい林政の展開」

① ウェブサイト運用について
二〇一二年度においてはより使いやすい情報の提供を進めるべく、動画を含む画像の提供、音声ファイルによる公開講座の模様の提供などを充実させていきたいと思います。また、当会の開催する公開講座や関連する団体の各種行事への参加申し込みをネット上から可能にできるよう、システムの変更を実施していきたいと考えております。

② ホームページ更新について

ホームページにアップする情報は、迅速な更新が求められておりますが昨年同様、専門に更新作業を手掛けられ

ニケーションをとるうえで非常に重要な役割を担っておりますので、会の活性化を図り、会員から一層信頼されるよう内容の充実に努めます。

活字を1ポイント大きい10ポイントにするとともに、読みやすくなるようにレイアウトを若干変えることにします。内容は、巻頭言、論説など今日的な問題を中心に、多様な情報を提供できるよう努めます。また、切り抜き林政ジャーナル、アトランダム雑誌切り抜きを引き続き掲載します。

会誌は、会員の皆さんのですから、お気づきの点や発表したいご意見等積極的に投稿するなど十分に活用して下さい。

3 会誌及び電子情報に関する活動

(1) 会誌

会誌は、情報の発信及び会員のコミュ

る管理者がいないと難しい現状があります。

今年度も変わらず複数の管理者による更新作業やより容易に更新が可能になるようなシステム運用ができないかの検討を加えながら具体的な方策を練っています。

(3) 関係団体とのリンク充実について

こちらも例年と同様ですが、関係者、会員のみなさまのお力を借りながら、多方面からのアクセスアップに繋げるために、森林・林業関連団体とのリンクの充実を今後も続けていく方針です。また日頃使用されるメールの署名や、名刺、その他あらゆるメディアを通じて国民森林会議HPのURLの刷り込みを行ってアクセスアップに繋げたいと考えております。

4 共催・後援の活動

引き続き、「森林フォーラム」及び「八ヶ岳自然と森の学校」、その他各地の幹事会で決めた事業を支援していきます。「職人の森」については、活動態勢が整うまで支援を中止します。

5 組織の活動

(1) 組織の形態と運営
これまでと同様、より深く問題の本質に迫ることを心がけ、広く役立ち、人々

を勇気づける情報を発信するよう努めています。そのためには、会員個々の専門性を發揮して、森林・林業・山村問題に寄与できるようになります。また、現在会員でなくても、必要であれば、問題解明のため外部の方に寄稿や講演をお願いすることも考えます。

また、会員のうち、特に常任幹事やブロック幹事については、例会への出席、執筆とは別に会誌での執筆を重視し、引き続き、年に一回は執筆するように要請します。

会誌の編集、提言活動、公開講座相互の連携を深め、記事をホームページに紹介するなど、電子情報との連携も強め、全体の発信力を上げ、効率性も高めるようになります。また、地域情報の収集に努め、地域会員との共同取材にも力を入れます。

(2) 機関

① 総会はこれまでと同様の位置づけで

運営しますが、事前に運営や実績について、会員の意見の聴取に努めます。

6 役員

役員は、基本的にこれまでと同様の体制とします。ただし、評議員の島氏と萩野氏のお二人は、ご高齢のため退任されます。また、増員要請の出ている中部・北陸ブロックについては、幹事会で検討し、補充に努めます。

(3) 常任幹事会は、これまでと同様、会長、事務局長、常任幹事とで構成し、総会で決められた方針に基づき、日常の業務を執行します。定例の幹事会は年四回、原則として公開講座当日の午前を開催します。

(4) 拡大幹事会は、常任幹事とブロック幹事とで構成し、必要に応じて開催します。

(3) 会員

関連諸方面で活躍されている方に日々から目を向け、連絡を取るなどして信頼関係を築き、また、ホームページをより一層充実し、リンクを広げるなどして、引き続き会員の拡大に努めます。

(4) 財政基盤の確立

対話・勧誘を通じて、自覚的、積極的な贊助会員の拡大に努めるとともに、諸処の機会を通じて正会員の拡大に努め、他方、引き続き発行費用などの節減に努めるなどして、財政基盤の安定化を図ります。

二〇一二年は、三月一七日に開催する予定です。(会場は全林野会館)
評議委員会は、これまでと同様、評議員、常任幹事、ブロック幹事とで構成し、総会議案その他重要事項の審議を行います。二〇一三年は、二月二日を開催する予定です。

2011年度決算

区分	項目	当初予算	決算額
収入	正会員会費	520,000	480,000
	賛助会員会費	1,850,000	1,800,000
	賛助会費(団体)	770,000	750,000
	その他		
	繰越	210,256	210,256
	計	3,350,256	3,240,256
支出	会報発行費	1,700,000	1,639,314
	物品費	20,000	8,705
	通信費	30,000	2,950
	事務所費	0	0
	資料購入費	20,000	0
	印刷費	20,000	0
	総会費	280,000	232,362
	評議員会費	230,000	185,760
	幹事会費	300,000	277,761
	調査・活動費	710,000	601,294
	提言委員会	250,000	123,942
	定点調査	0	0
	公開講座	420,000	477,352
	教育森林助成金	20,000	0
	調査予備費	20,000	0
	団体加盟費	5,000	5,000
	通役費	30,000	12,818
	小計	3,345,000	2,965,964
	予備費	5,256	
	計	3,350,256	2,965,964
	次年度繰越		274,292
	合計	3,350,256	3,240,256

2012 年度予算

区分	項目	前年度予算	当年度予算
収入	正会員会費	520,000	480,000
	賛助会員会費	1,850,000	1,750,000
	賛助会費(団体)	770,000	700,000
	その他		
	繰越	210,256	274,292
	計	3,350,256	3,204,292
支出	会報発行費	1,700,000	1,550,000
	物品費	20,000	20,000
	通信費	30,000	30,000
	事務所費	0	0
	資料購入費	20,000	20,000
	印刷費	20,000	20,000
	総会費	280,000	280,000
	評議員会費	230,000	230,000
	幹事会費	300,000	300,000
	調査・活動費	710,000	710,000
	提言委員会	250,000	250,000
	定点調査	0	0
	公開講座	420,000	420,000
	教育森林助成金	20,000	20,000
	調査予備費	20,000	20,000
	団体加盟費	5,000	5,000
	通役費	30,000	30,000
	小計	3,345,000	3,195,000
	予備費	5,256	9,292
	計	3,350,256	3,204,292
	次年度繰越		
	合計	3,350,256	3,204,292

森林フォーラムの活動

二〇一一年度活動経過報告

第1回 4月16日(土)

※第2回 5月14日(土) 12名

1 森林フォーラムの会総会について

・日 時 二月一日(金)

・講演と討論 「山村の現状と将来」

・講 師 内山 節 氏

(森林フォーラムの会代表世話人)

・会 場 全林野会館

6階 603号室

・参 加 者 21人

第3回 6月25日(土) 24名

②会 場 全林野会館

③参 加 者 延べ参加人員61名

第4回 7月30日(土) 11名

第5回 10月29日(土) 中止

④会 場 全林野会館

⑤参 加 者 21人

⑥会 場 全林野会館

⑦参 加 者 21人

⑧会 場 全林野会館

⑨参 加 者 21人

⑩会 場 全林野会館

⑪参 加 者 21人

⑫会 場 全林野会館

⑬参 加 者 21人

⑭会 場 全林野会館

⑮参 加 者 21人

⑯会 場 全林野会館

4 森林・林業視察研修について

「国東半島での自然散策」を大分県で開催し、熊野磨崖仏、椎耶馬渓、英彦山、日田林業地視察などを学びました。

①日 時 9月10日(金)

②会 場 大分県

③参 加 者 21人

5 「森林フォーラムニュース」の発行について

「フォーラムニュースは、一〇六・一〇七・一〇八・一〇九号を発行しました。

6 国民森林会議「公開講座」参加状況について

公開講座は四回開催されました。延べ参加人員(森林フォーラムの会会員)は八名でした。

7 「フォーラムサロン」開催状況について

フォーラムサロンは九回開催し、フォーラム活動の具体的実行計画の話し合い

スで報告済みです。

① 開催日時

※印は森の哲学塾開催日

②会 場

群馬県上野村

③参 加 者

9人

④会 場

11月19日(土)～20日(日)

⑤会 場

群馬県上野村

⑥会 場

11月19日(土)～20日(日)

⑦会 場

群馬県上野村

⑧会 場

群馬県上野村

⑨会 場

群馬県上野村

⑩会 場

群馬県上野村

⑪会 場

群馬県上野村

⑫会 場

群馬県上野村

や情報交換などを行いました。

3月10日(木) 4月14日(木)

5月12日(木) 6月9日(木)

7月14日(木) 9月1日(木)

10月13日(木) 11月13日(木)

12月15日(木) 参加者延べ49人

二〇一二年度活動計画

1 森林フォーラムの会総会について

・ 日 時 2月11日(土)
・ 会 場 全林野会館
6階 603号室

・ 講演と討論
「自然とともに生きる
～大災害を経て～」

・ 講 師 内山 節 氏
(森林フォーラムの会代表世話人)

2 年間の活動計画について

重点的な活動として、①赤城森林フォー

ラムの森づくり、②上野村フォーラム、

③森林・林業視察研修を行います。

1 赤城親しみの森「森林フォーラム

の森づくり」について

群馬県・赤城国有林内の森林フォー

ラムの森づくり作業は、土・日曜日

を基本に一泊二日で行います。また、

『内山節先生の森の哲学塾』を一回

開催します。詳細は、フォーラムニュー
スでお知らせします。

なお、定例の森づくり作業には10
人程度のご協力を願います。
定例の森づくり作業日は次の通り

です。

※5月19日(土)～20日(日)
6月23日(土)～24日(日)

7月28日(土)～29日(日)
10月6日(土)～7日(日)

11月17日(土)～18日(日)
12月17日(土)～18日(日)

※印は、森の哲学塾の開催日です。

2 「上野村フォーラム」の開催について

恒例の上野村フォーラムは、「紅
葉の山里 上野村探訪」をテーマに

開催します。

参加募集人員は20人程度とします。
詳細はフォーラムニュースでお知

らせします。

・ 開催日時 10月27日(土)
～28日(日)

・ 開催会場 群馬県上野村
森林・林業視察研修について

候補地は、富山県の、①立山周辺
(北アルプスと修驗の山体験)、②富

山湾周辺を検討し、詳細はフォーラ

ムニュースでお知らせします。

参加募集人員は20人程度とします。

・ 開催日時 9月7日(金)

・ 開催時間 午後7時から9時

4 「森林フォーラムニュース」の発行
について

5 年四回程度発行します。

国民森林会議「公開講座」受講に

ついて

森林問題の学習講座として国民森
林会議の公開講座の受講をお勧めし

ます。

年四回の国民森林会議公開講座の
日程は次の通りです。

・ 開催日程 4／14、6／9、
9／15～16、12／8

・ 開催会場 「全林野会館」603
会議室

※ 開会は午後1時30分、閉会は午
後4時頃

6 定例「フォーラムサロン」の開催
について

毎月、原則第2木曜日に開催しま
す。

フォーラムサロンは、情報交換、
テーマを決めての学習会、森林フォー
ラムの会の運営や協議、意見交換の
場です。自由に参加下さい。

・ 開催会場 世田谷・烏山区民セン
ター(電車は京王線千歳烏山駅下
車)

テマを決めての学習会、森林フォー
ラムの会の運営や協議、意見交換の
場です。自由に参加下さい。

・ 開催時間 午後7時から9時

・ 会費は1回200円程度(お茶代
などとして)

八ヶ岳自然と森の学校

2012年度の開講ご案内

主 催 八ヶ岳自然と森の学校
國 民 森 林 会 議
後 援 中部森林管理局・長野県・茅野市・
茅野市教育委員会・茅野市観光連盟

開講します！八ヶ岳自然と森の学校

2012年度の八ヶ岳自然と森の学校の開講予定ができました。全部で17コースあります。各山小屋で、工夫を凝らした企画を取り揃えております。会員各位、一般の皆さん、八ヶ岳自然と森の学校にふるっての御参加をお待ちしております。申し込みは、直接、各山小屋へお願ひします。

内容等に照会がございましたら、以下のメールアドレスへご連絡ください。

takagiya@po2.lcv.ne.jp 高木保夫

八ヶ岳自然と森の学校 2012年度開講スケジュール

日 程	テー マ 及 び 講 師	場 所(山小屋)
各コースとも土・日曜日 ※ 6は火・水曜日 16は金・土曜日 13は金・土・日曜日 連絡先の住所・電話は最終ページをご覧ください。		
1 4月7・8日	スケッチ（まだ雪の残っている「春山」を描いてみましょう） *柔らかくなった春の日差しの中、スノーシューを使って夏沢峠まで。 講師：小倉 玲子（日本画家）	夏沢鉱泉
2 5月12・13日	山菜の勉強会と北八ヶ岳トレッキング（根石岳まで） *里山での山菜採りと試食。2日目に樹木観察しながらトレッキング。 講師：大木 正夫（長野県林業大学校）	夏沢鉱泉
3 6月9・10日	高山植物の生態を学ぶ（ツクモグサ、キバナシャクナゲ等ご覧になれます） *環境の厳しい稜線で、可憐な花をつける貴重な植物たちを観察します。 講師：名取 陽（高山植物研究家）	硫黄岳山庄
4 6月9・10日	希少植物観察会（保護活動について） *美濃戸周辺の希少植物の観察と保護活動について体験いたします。 講師：新井 和也（山岳ジャーナリスト）	美濃戸山庄
5 6月9・10日	バードウォッチング *蓼科山周辺の野鳥を観察して、夜は山菜料理を堪能してください。 講師：遠藤 祐二（野鳥動物調査員）	蓼科山庄
6 6月12・13日	バードウォッチング（里山から亜高山まで：オオルリ、キクイタダキ他） *渓流沿い、森の中の池、シラビゾの原生林などで多くの種類を観察！ 講師：林 正敏（日本野鳥の会 諏訪支部長）	夏沢鉱泉

日 稲	テ　ー　マ 及　び 講 師	場 所(山小屋)
7 6月16・17日	山岳地図の読み方・実践編（初級～中級者向） *優しく、楽しく、学べる実用度の高い人気の講習会です。 講師：宮内 佐季子（アドベンチャーレーサー）	オーレン小屋
8 6月23・24日	写真教室：ネイチャーフォト（ハケ岳フォトコンテストに応募！） *初心者、熟練者にも対応。溪流、滝、クリンソウ、シャクナゲを撮る！ 講師：日野 安喜（日本写真作家協会（JPA））	夏沢鉱泉
9 6月30日・7月1日	高山植物を知り楽しむ（ウルップソウ、チョウノスケソウ、コマクサ他） *ハケ岳随一の群生地：横岳の花々を、確実にご覧になることができます。 講師：白鳥 保美（誠託教育会 植物委員会）	硫黄岳山荘
10 7月7・8日	フラワートレッキング・森～縦線の植生について *初心者～中級者向け！桜平～硫黄岳、横岳の花めぐり 講師：齊藤 敏（長野県自然観察インストラクター）	オーレン小屋
11 8月25・26日	ミヤマシロチョウと生物多様性 *美濃戸周辺のミヤマシロチョウと他の生物とのかかわりについて 講師：福田 勝男（ミヤマシロショウの会会長）	美濃戸山荘
12 9月1・2日	森の生態系を知ろう！（里山から亜高山帯までの森をゆっくり歩きます） *樹木、草本、苔（こけ）、地衣類などを、じっくりと観察してみよう！ 講師：大木 正夫（長野県林業大学校）	夏沢鉱泉
13 9月7・8・9日	スケッチ（山の上で、思いっきりスケッチ。大自然を体感） *初めての方も、たくさん描かれている方も一緒に楽しみましょう！ 講師：小倉 玲子（日本画家）	硫黄岳山荘
14 9月8・9日	初心者の岩登りザイルワーク *岩登り未経験者の講習会。道具の使い方から学び8mの岩場を登降します。 講師：畠田 良（ハケ岳山岳ガイド協会）	黒百合ヒュッテ
15 9月8・9日	ウォーキングスケッチ *手のひらサイズの手帳にて簡単スケッチを覚えましょう。 講師：神田 めぐみ（イラストレーター）	美濃戸山荘
16 9月14・15日	キノコの勉強会と北ハケ岳トレッキング（根石岳まで） *里山でのキノコ採りと試食。2日目に樹木観察しながらトレッキング。 講師：大木 正夫（長野県林業大学校）	夏沢鉱泉
17 9月22・23日	きのこ教室 *蓼科山周辺のきのこを観察して、きのこ料理を堪能してください。 講師：小田 貴志（日本菌学会）	蓼科山荘

★ 連絡先 ★

蓼科山荘 米川 友基 〒391-0213 長野県茅野市豊平10222-30	Eメール : tomoki-y@muh.biglobe.ne.jp TEL/FAX 0266-76-5620 小屋直通 090-1553-4500
黒百合ヒュッテ 米川 岳樹 〒391-0013 長野県茅野市宮川11311-8	Eメール : kitayatu@alles.or.jp TEL/FAX 0266-72-3613 小屋直通 090-2533-0620
硫黄岳山荘・夏沢鉱泉 浦野 岳孝 〒391-0215 長野県茅野市中大塩13-73	Eメール : iou@xd6.so-net.ne.jp TEL/FAX 0266-73-6673
オーレン小屋 小平 勇夫 〒391-0213 長野県茅野市豊平10222-30	Eメール : info@o-ren.net TEL 0266-72-1279 FAX 0266-72-1296 小屋直通 090-1549-0599
美濃戸山荘 藤森 周二 〒392-0010 長野県諏訪市渋崎1792-448	Eメール : yatusgatake.fujimori@nifty.ne.jp TEL 0266-74-2728 (八ヶ岳山荘) FAX 0266-53-4121 小屋直通 0266-74-2270

★八ヶ岳自然と森の学校のいろいろなコースに、何年かかっても8~10回参加された方の中で、適格と認められた人に、『森のインターピリター（森の解説者）』の資格が与えられます。今まで69名のインターピリターが誕生し、全国各地で活躍しています。

インターピリターだけの研修会や集いなど特典もあります。

★申込み手続きなど

◎各コースの申込み、問い合わせは、それぞれの連絡先（担当の山小屋）へご連絡下さい。

◎参加料は、15,000円（税込）。料金には、1泊2食付き宿泊代、受講料、保険料が含まれます。

※No.4・5・11・14・17は12,000円（税込）

※No.13は、1泊2日、2泊3日をお選びいただけます。

1泊15,000円、2泊25,000円

◎集合場所、時刻、詳しい内容はお申込み時にお知らせしますが、ほぼ午前10時頃に最寄りの駅付近、または現地集合の心づもりでご準備下さい。

◎希望者が少人数のコースは中止させて頂く場合がありますのでご了承下さい。

◎尚、各コースとも軽い山歩きになりますので、当日は相応の服装、持ち物（雨具、防寒衣類、水筒、弁当、懐中電灯など）とルーペ（虫眼鏡）、双眼鏡などお手持ちの観察用具、筆記用具をご用意下さい。昼食は各自負担となります。

☆申込みは、下記の項目を明記し、各連絡先にご連絡下さい。

◆参加コース名・期日 ◆〒住 所 ◆氏 名 ◆電話番号 ◆年齢 ◆血液型

◆これまでの参加コース名・年月日 ◆その他連絡事項等

切り抜き森林・林政ジヤーナル

〔新聞・この3カ月 各紙のリード部分あるいは概要を転載〕

12~2月

◇COP17閉幕 米中参加二〇年に

〔12月13日 産経新聞〕

地球温暖化対策について協議する国連気候変動枠組み条約第一七回締約国会議（CO P17）は、一一日、先進国の温室効果ガス削減義務を定めた京都議定書を、二〇一三年以降も継続、二〇年には米国や中国を含む全ての国が参加する新たな枠組みを始める「ダン

パン合意」を採択し閉幕した。日本は京都議定書延長に応じず、一三年以降は新たな削減義務を負わない。

◇世界貿易にブレーク 欧州

〔12月13日 日経新聞〕

欧洲債務危機などを背景に、世界貿易量の伸びが鈍化し始めた。輸出と輸入の数量を合算した貿易取引量は、七九月

が前年同期比五・二%増にとどまり、最近の一〇%前後の伸びから落ち込んだ。

〔12月13日 産経新聞〕伸びから落ち込んだ。欧州危機に伴う信用不安が実体経済に悪影響を与えつつあり、けん引役であるアジア新興国向け輸出も減速しつつある。国際通貨基金（IMF）は、二〇一二年にかけて貿易取引が低迷するとみており、世界経済の停滞につながる恐れもある。

◇被災三県 税収一千億円減

〔12月18日 読売新聞〕

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響で、宮城、福島、岩手県と、三県の沿岸三市町村の税収が、今年度当初見込みから計約一、〇〇〇億円も落ち込む見通しとなっていること

自治体もある。総務省は減収分全額を交付税で補填する方針だが、来年度は白紙。自治体は補填の継続を訴えている。

税収の落ち込みを県別の合計額でみると、宮城県の計約六六〇億円が最大。内訳は県が二〇〇億円、沿岸一五市町が計約四六〇億円。福島県は県と一〇市町で計約二四八億円、岩手県は県と見直し額を算出した八市町村の合計で計約一〇八億円の減収となる見込みだ。

◇WTO合意を断念

〔12月18日 日経新聞〕

世界貿易機関（WTO）の公式閣僚会議は、一七日夜（日本時間一八日未明）、多角的通商交渉（ドーハ・ラウンド）の全体合意を当面断念する議長総括を採択して閉幕する。二〇〇一年に始まった交渉は、先進国と新興国との対立などで進展が見込めないことが明白になった。WTOによる貿易自由化は今後期待できず、日本にとって環太平洋経済連

原発が運転停止となり、再開の見通しも立たないため、固定資産税をゼロにした。これは、当初の町税収入を約二二億四六〇万円から約一二〇〇万円に修正し、減税率は九・四%となった。ただ、楢葉町はその後、大熊町など他の原発立地自治体と足並みをそろえ、東電を原発事故の「原因者」として、固定資産税一四億五〇〇〇万円を課税したため、来年三月に算出する最終的な減税率は緩和される見通しだ。

福島県楢葉町は、同町と富岡町にまたがる東電福島第二

携協定（TPP）の重要性が

一段と増す。

として普及を目指す。

「1月24日 日経新聞」

た指針作りを検討する。

議長総括案は「ドーバー・ラ

ンドは袋小路にあり、近い将来に全体合意することはない」と明記した。自由貿易体制の強化を話し合う会議の総括としては異例の内容。ドーバー・ラウンドは今後も発展途

東日本大震災を契機に、国内の人口移動に新しい潮流が生じている。首都圏から地方へ移住する流れが生まれ、その一部は復興支援のため被災地に向かう。人口の流動化は地方にとって地域活性化に欠かせない人材確保の好機にならなかったが、二八%に当たる九〇件で「損傷あり」と認めで分かった。ただ、捕獲された約一一万頭の一%に

調査と追跡調査は、全国三二七の免震ビルについて行われ、いずれも搖れを抑える効果は確認され、ビルの主要部は損傷しなかつたが、二八%に当たる九〇件で「損傷あり」と答え可動部が設計通りに動かなかつた。全国に免震ビルは約二六〇〇あるが大規模な地震後の調査は初めて。

みだ。一年度の利用料は灯

ウンドは袋小路にあり、近い将来に全体合意することはない」と明記した。自由貿易体制の強化を話し合う会議の総括としては異例の内容。ドーバー・ラウンドは今後も発展途

上国の支援など特定分野での合意を目指して続行する。しかし、今年六月以降の交渉では部分合意にも失敗しており、実現の可能性は低い。

◇食用エゾシカ最多一・三万頭

「1月12日 北海道新聞」

内閣府は新規開拓地の開拓と消費の拡大を図る考えだ。

みだ。一年度の利用料は灯

議長総括案は「ドーバー・ラウンドは袋小路にあり、近い将来に全体合意することはない」と明記した。自由貿易体制の強化を話し合う会議の総括としては異例の内容。ドーバー・ラウンドは今後も発展途

上国の支援など特定分野での合意を目指して続行する。しかし、今年六月以降の交渉では部分合意にも失敗しており、実現の可能性は低い。

◇ビニールハウスで木材乾燥を実現

「1月20日 朝日新聞」

内閣府は新規開拓地の開拓と消費の拡大を図る考えだ。

みだ。一年度の利用料は灯

議長総括案は「ドーバー・ラ

ンドは袋小路にあり、近い将来に全体合意することはない」と明記した。自由貿易体制の強化を話し合う会議の総括としては異例の内容。ドーバー・ラウンドは今後も発展途

上国の支援など特定分野での合意を目指して続行する。しかし、今年六月以降の交渉では部分合意にも失敗しており、実現の可能性は低い。

◇薪ストーブの灰 庭に撒かないで

福島県二本松市の民家で使われている薪ストーブの灰か

札幌市中心部のビルなど約九〇棟に暖房・給湯用の高温水を供給する北海道熱供給公社が石炭や灯油の代わりに、木くずなどの木質燃料の利用を大幅に拡大し、二酸化炭素の排出量を減らしている。木質燃料を導入したのは二〇〇九年度で、利用量は〇九年度

アトランダム雑誌切り抜き

12~2月

二〇一一年冬号)

◆政治主導で実現した「森林・

林業再生プラン」/梶山恵司

産業と思われるかもしれない。しかししながら、林業は地域で木材が安定的に供給できるようになれば、すそ野は大きく広がる。最近では、バイオマスエネルギー利用の可能性も確立で発生している。昔は高まっており、林業再生は地域再生の大きな原動力となり

◆台風12号による深層崩壊の

発生と森林/太田猛彦

全国で森林が成長し、その効果で表層崩壊が非常に少なくなった。半世紀ほど前まで、

総降雨量が三〇〇~四〇〇mm

を超えるような豪雨があると、表層崩壊が数千箇所、あるいは一万箇所超えて発生していく。現在は八〇〇~一〇〇〇

mmの降雨でも山崩れは数百箇所程度しか発生していない。

森林はそれが針葉樹であろうと広葉樹であろうと、樹齢が二〇年を超えると表層崩壊をほぼくい止めることができるからである。

半世紀前まで日本の山地(とくに里山)には豊かな森は存在しなかった。現在の森林に関する問題の多くは、わが国の過去に今よ

りはるかに森林が劣化してい

らない。

た時代がつたことを認識しなければ真の理解は得られず、また真の解決策も見つからないと考える。

はげ山が劣化して灌木しか生えていない山では表層崩壊が発生しても流木が流出していくはずがない。森林が成長し、はげ山や灌木のみの山が

見あたらぬ現在では、どん

な崩壊でも流木を伴う。極端に表現すれば、流木の増加は

木材は重くてかさばる割に単価が低いのが特性であり、

地元で加工・需要するのが本

来もとも有利な産業である。

遠い海を越えてやってくる外

材の方が競争力があるという

ことは、普通では考えられな

いことだ。実際、欧州では林

業は当たり前に成立しており、

たとえば、ドイツのような工

業国でさえ、林業とそれに関

連する産業群の雇用は一〇〇

万人と自動車産業を抜き、最

大の産業となっているほどで

ある。

以上の話は、「降雨条件が変わらないとすれば」という条件付きの話である。最近は、地球温暖化の影響と思われる日本が立派に成長していく証である。また、豪雨の後はダムに流れ込む流木等の全国規模の調査でも、流出していく広葉樹と針葉樹の割合は上流の自然林面積と人工林面積の割合と一致していた。

この成長や治山事業、砂防事業の効果が發揮されて減少してきたため、さらに安全のレベル向上させるための土砂災害対策として深層崩壊対策が重要な課題となってきたのである。(ぐりーん&らいふ・

現在の森林に関する問題、増幅しているとすれば、その災害防止対策を強化せねばならない。

それにもかかわらず日本の林業が厳しかったのは、戦後

に資源を伐りつくしたためである。しかし、最近では資源も成熟して、利用できる段階にはいりつつあり、ビジネスとしての林業の大きなチャンスが生まれつつある。チャンスの実現のためには、それまでの労働集約作業から、高度な知識産業へと転換を図らなければならない。

こうしたことから、林業再生に意欲を燃やす菅副総理（当時）は、政権交代直後から、林業抜本改革の道筋をつけるよう、筆者と林野庁に指示をだした。それを受け二〇〇九年一二月末には、これらに森林・林業再生に必要な基本方針と、それを支える五項目についての具体的に検討すべき内容を明らかにした森林・林業再生プランの合意にこぎつけた。

このような大きな改革は、菅総理をはじめとする強い政治的意志がなければ、到底あり得なかった。菅総理は、直接林野庁長官と議論するなど、林業改革への強いメッセージを発信し続けた。農水省の山

田大臣、郡司副大臣、篠原副大臣、舟山政務官といった政治家が、機会あるごとに計画への明確なメッセージを發してあるべき方向に導いた。当初、政権交代で警戒していた林野庁も積極姿勢に転換し、抜本改革が実現した。

二〇〇七年に民主党が発表した「森と里の再生プラン」がベースとなつておらず、突然出てきたものではない。これは、それに先立つ二〇〇七年のゴルденウィークに、菅・山田・篠原といった当時の民主党の農林水産部会の幹部チームがドイツの森林・林業視察を行ったなどしてきた努力が結実したものである。

ただし、再生プランができるからといって、これで安心できるわけではない。実践の過程においては、まさに細部においては、まさに細部が重要になってくる。細部において全体との整合性が取れていなければ、中途半端なものに終わらない。林業は抜本改革なしには再生是不可能であり、中途半端は失敗と同義語である。引き続き、

政治家の強い意志と細部の詰め、実行状況のチェック・改善という粘り強いプロセスが不可能である。（世界二〇一

二年二月号）

◆林建協働／酒井秀夫

林業では、人工林資源が活かしきれておらず、一方で建設業は公共事業が減少していく。そこで、建設企業が林業分野に参入し、お互いに協働して助け合う「林建協働」が動き出している。

林建協働の課題としては、森林組合や林業事業体との事業の棲み分け、事業手数料の配分などが考えられるが、双方の事業量確保に向けて協働することによる効果が發揮できれば、森林経営計画の樹立、遂行にも貢献できると思われる。

林業は労働者千人あたり一年間に発生する死傷者数を示す年千人率が平成二〇年に二九・九と突出して高い。建設業にとってはこれまで培ってきた労働安全衛生活動を活かし、事故を起こさせないことが重要な課題となる。（森林

建設企業が林業の特徴、社会的意義を理解し、林建協働が林業・木材産業のサプライチェーンにおいて、どここの部分に関わるのかを押さえることが重要である。そうしたことで、林業の自立とビジネス

化に向けて、双方の得意分野やネットワークを活かし相乗効果と、若年労働者の確保や雇用安定、定住、地域再生が期待される。

林建協働による路網整備と作業システムの構築に向けた戦力化のほかにも、境界確定、測量設計業務、工事の施工管理、工法開発、集落や公共施設の給湯配管などの木質バイオマス関連事業、流通コストの節減など、建設業の技術導入と人材の活用促進が期待される。また、レンタル業界との長年のつながりを活かしたレンタルも含めた林業機械の活用とメンテナンス体制により、機械を安く使えるシステム作りが望まれる。

林業は労働者千人あたり一年間に発生する死傷者数を示す年千人率が平成二〇年に二九・九と突出して高い。建設業にとってはこれまで培ってきた労働安全衛生活動を活かし、事故を起こさせないことが重要な課題となる。（森林

技術二〇一二年一月号）

森林の未来を憂えて

—国民森林会議設立趣意書—

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおりぎにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の中文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られています。

一、二世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどうのように活力を与える、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができるでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同ご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

2012年春季 第120号

■発行 2012年3月1日

■発行責任者 只木良也

■発行所 国民森林会議

■連絡先 〒112-0012

東京都文京区大塚3-28-7

TEL 03-3519-5981

FAX 03-3519-5984

<http://www.peoples-forest.jp>

E-mail:info@peoples-forest.jp

振替口座00120-0-70096

■定価 1,000円(税込)

(年額3,000円)